

第11回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年5月29日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

場所

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
神谷町トラストタワー2階
トラストシティ カンファレンス・神谷町

目次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金処分の件	6
第2号議案 取締役8名選任の件	7
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	17
事業報告	24
連結計算書類	54
計算書類	57
監査報告書	60
その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）	70

電子提供制度のご案内



ウェブへアクセス

会社法改正により、招集ご通知を簡素化してお届けしています。株主総会資料は、本ご通知でご案内のウェブサイト上でご確認ください。
（書面交付請求株主様へは、ウェブサイト上の株主総会資料を法令及び定款の定めにより書面にして同封しております）

株式会社ベルシステム24ホールディングス

証券コード：6183

証券コード6183
(発送日) 2025年5月13日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月2日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
株式会社ベルシステム24ホールディングス
代表取締役 梶 原 浩

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記要領により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第11回定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.bell24.co.jp/ja/ir/finance/meeting/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトの他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「ベルシステム24ホールディングス」又は「コード」に「6183」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えまして、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使いただくことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月28日（水曜日）午後6時まで議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2025年5月29日(木曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時)
場 所	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー2階 トラストシティ カンファレンス・神谷町 (P23の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
目的事項	<p>報告事項 1.第11期 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第11期 (自 2024年3月1日 至 2025年2月28日) 計算書類の内容報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>

議決権の行使に関する事項

1. インターネット等による議決権行使が複数回行われた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
2. 議決権行使書とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
3. ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以上

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）について

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ①事業報告の「新株予約権等の状況」
- ②事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ③事業報告の「株式会社の支配に関する基本方針」
- ④連結計算書類の「連結注記表」
- ⑤計算書類の「個別注記表」

- ~~~~~
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトはその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本株主総会にご出席される株主様へのおみやげは用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

▶ 株主総会への出席による議決権行使

開催日時 2025年5月29日(木曜日)午前10時(受付開始午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。



▶ インターネット等による議決権行使

行使期限 2025年5月28日(水曜日)午後6時まで

パーソナルコンピュータや携帯端末から当社株主名簿管理人が運営する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及び仮パスワードをご入力の上、画面の案内に従って、上記行使期限までに賛否をご入力ください。

なお、セキュリティ確保のため、システム上の制約があります。詳細につきましては、次頁に記載のお問合せ先にご照会ください。



スマートフォン をご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。詳細は次頁をご覧ください。



▶ 郵送による議決権行使

行使期限 2025年5月28日(水曜日)午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。



機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。



インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

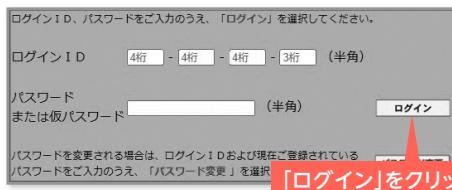
QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンをご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。



1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力が必要**になりました。

「ログイン用QRコード」は**こちら**



議決権行使書用紙の副票(右側)



※QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左記のご案内に従ってログインしてください。

！ 注意事項

- インターネット等による議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネット等による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使についてのお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 通話料無料
受付時間 午前9時～午後9時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績、財務状況及び今後の経営環境等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金30円
配当総額 金2,212,589,070円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年5月30日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名（うち社外取締役5名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の地位	取締役会出席回数
1	再任	かじ わら 梶 原 浩	代表取締役 兼 社長執行役員CEO	15/15
2	再任	つじ 辻 豊 久	取締役 兼 常務執行役員	15/15
3	再任	ご 呉 岳 彦	取締役 兼 常務執行役員	15/15
4	再任	ほり うち 堀 内 真人	社外取締役	12/12
5	新任	うめ かわ 梅 川 健 児	—	—/—
6	再任	いし ざか 石 坂 信 也	社外取締役	13/15
7	再任	つる まき 鶴 巻 暁	社外取締役	13/15
8	再任	たか はし 高 橋 真 木 子	社外取締役	15/15

(注) 取締役堀内真人氏については、2024年5月24日開催の第10回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしましたので、2024年5月24日以降に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

候補者番号

1

かじ

梶原

わら

ひろし

浩

再任

生年月日

1966年12月23日生



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 4月 伊藤忠商事(株) 入社
- 2012年 6月 (株)スペースシャワーネットワーク 社外取締役
- 2015年 3月 アシュリオン・ジャパン(株) 社外取締役
- 2015年 4月 伊藤忠商事(株) 通信・モバイルビジネス部長
- 2016年 4月 伊藤忠・フジ・パートナーズ(株) 代表取締役
- 2017年 4月 伊藤忠商事(株) 情報・通信部門長代行
- 2020年 4月 同社 情報・通信部門長
- 2020年 6月 伊藤忠テクノソリューションズ(株) 取締役
- 2021年 4月 伊藤忠商事(株) 執行役員 情報・通信部門長
- 2023年 5月 当社 社外取締役
- 2024年 4月 当社 代表取締役兼社長執行役員 CEO (現任)
- 2024年 4月 (株)ベルシステム24 代表取締役兼社長執行役員 (現任)

所有する当社の株式数

1,900株

取締役在任期間

2年0ヶ月

取締役会出席回数

15/15回 (100%)

取締役候補者とした理由

総合商社における情報通信分野での事業経験とともに、同分野での他の企業の代表取締役として、経営の意思決定に関与する豊富な経験や知見を有しております。また、2023年5月より当社の社外取締役を務めており、当社の戦略及び業務における理解は十分であることから、これまでの経験と知見を当社の経営に活かすことができるものと判断したためであります。

候補者番号

2

つじ

辻

とよ

豊久

ひさ

再任

生年月日

1964年4月11日生



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年4月 伊藤忠商事(株) 入社
- 2005年11月 アルキカタ・ドット・コム(株) 出向 (現 GIO CLUB(株))
代表取締役
- 2006年1月 (株)地球の歩き方T&E 出向 (現 GIO CLUB(株))
代表取締役副社長
- 2009年4月 伊藤忠エレクトロニクス(株) 出向 (現 伊藤忠インタラクティブ(株))
代表取締役社長
- 2014年10月 旧ベルシステム24ホールディングス 執行役
- 2014年10月 (株)ベルシステム24 執行役員
- 2015年3月 旧ベルシステム24ホールディングス 執行役員
- 2015年9月 当社 執行役員
- 2019年12月 True Touch Co., Ltd. 非常勤取締役
- 2020年5月 当社 取締役兼執行役員
- 2021年3月 当社 取締役兼常務執行役員 (現任)
- 2021年3月 (株)ベルシステム24 専務執行役員 (現任)
(担当)
経営企画及び広報

所有する当社の株式数

5,700株

取締役在任期間

5年0ヶ月

取締役会出席回数

15/15回 (100%)

取締役候補者とした理由

総合商社における主に情報通信分野での事業経験とともに、同分野での他の企業の代表取締役として、経営の意思決定に関与する等の豊富な経験と知見を有しております。また、当社入社後は、経営企画、広報IR、事業戦略、デジタルCX推進及び子会社事業統括の担当経験を経て、現在は、取締役兼常務執行役員として経営企画及び広報を管掌することによって、当社の経営戦略実行に貢献しており、これまでの経験と知見を引き続き当社の経営に活かすことができるものと判断したためであります。

候補者番号

3

ご
呉

たけ ひこ
岳 彦

再任

生年月日

1971年4月1日生



所有する当社の株式数

3,000株

取締役在任期間

3年0ヶ月

取締役会出席回数

15/15回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月 大阪中央青果(株) 入社
 1997年4月 旧ベルシステム24 入社
 2005年3月 B Bコール(株) (現 (株)ベルシステム24) 出向
 2008年3月 同社 執行役員
 2009年3月 同社 取締役
 2010年3月 同社 常務取締役
 2012年3月 旧ベルシステム24 執行役
 2012年3月 B Bコール(株) (現 (株)ベルシステム24) 代表取締役社長
 2014年3月 (株)ベルシステム24 常務執行役員COO
 2016年5月 同社 専務執行役員 (現任)
 2017年7月 CTCファーストコンタクト(株) 非常勤取締役
 2020年5月 (株)TBネクストコミュニケーションズ 非常勤取締役
 2022年3月 Horizon One(株) 非常勤取締役 (現任)
 2022年5月 当社 取締役兼常務執行役員 (現任)
(担当)
 人事戦略、総務及び業務統括

取締役候補者とした理由

事業会社における情報通信分野を中心としたCRM領域での事業経験とともに、拠点開発、人材調達、教育施策を含む業務統括経験を有しており、幅広い分野で当社グループの事業戦略実行に貢献しております。また、事業会社の代表取締役として、経営の意思決定に関与する等の豊富な経験や知見を有しており、現在は、取締役兼常務執行役員として、人事戦略、総務及び業務統括を管掌することによって、当社の経営戦略実行に貢献しており、これまでの経験と知見を引き続き当社の経営に活かすことができると判断したためであります。

候補者番号

4

ほり

堀

うち

内

まさ

真

と

人

再任

社外

生年月日

1967年5月27日生



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年4月 伊藤忠商事(株) 入社
- 2017年4月 同社 情報産業ビジネス部長
- 2019年12月 (株)フリークアウト・ホールディングス 社外取締役
- 2019年12月 ウイングアーク1st(株) 社外取締役
- 2020年5月 当社 社外取締役
- 2020年12月 伊藤忠インタラクティブ(株) 代表取締役社長
- 2021年2月 北京信伊コンサルティング有限公司 副董事長
- 2023年4月 (株)Belong 社外取締役
- 2023年4月 アシュリオン・ジャパン(株) 社外取締役
- 2024年4月 伊藤忠商事(株) 情報・通信部門長
- 2024年4月 伊藤忠テクノソリューションズ(株) 社外取締役 (現任)
- 2024年4月 伊藤忠・フジ・パートナーズ(株) 代表取締役 (現任)
- 2024年5月 当社 社外取締役 (現任)
- 2025年4月 伊藤忠商事(株) 執行役員 情報・通信部門長 (現任)

所有する当社の株式数

一株

取締役在任期間

1年0ヶ月

取締役会出席回数

12/12回 (100%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

総合商社における情報通信分野での事業経験とともに、同分野での他の企業の代表取締役として、経営の意思決定に関与する等の豊富な経験や知見を有しており、引き続きその専門的視点から、取締役会における監督、及び当社の経営に有益な助言が期待できるものと判断したためであります。また、指名委員会及び報酬委員会の委員候補者として、当社の役員候補者の選任、並びに役員報酬の決定において、客観的・中立的立場による審議への参画を引き続き予定しております。

候補者番号

5

うめ

梅

かわ

川

けん

健

じ

児

新任

社外

生年月日

1970年3月26日生



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1992年4月 凸版印刷(株) (現 TOPPAN(株)) 入社
- 2012年4月 同社 情報コミュニケーション事業本部 トップランアイデアセンター
新事業開発本部 カスタマーマーケティング部長
- 2014年4月 同社 同事業本部 トップランアイデアセンター コミュニケーション
デザイン本部 カスタマーマーケティング部長
- 2018年4月 同社 同事業本部 トップランアイデアセンター コミュニケーション
デザイン本部長
- 2019年5月 同社 同事業本部 トップランアイデアセンター コミュニケーション
デザイン本部長兼エンゲージメントサービス本部長
- 2021年4月 同社 同事業本部 デジタルマーケティングセンター長
- 2023年4月 同社 同事業本部 ビジネストラנסフォーメーションセンター長
- 2024年4月 同社 執行役員 同事業本部 ビジネストラנסフォーメーションセ
ンター長
- 2025年4月 同社 執行役員 同事業本部 ビジネストラנסフォーメーション事
業部長 (現任)

所有する当社の株式数

一株

取締役在任期間

一年一ヶ月

取締役会出席回数

一 / 一回 (-%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

印刷会社における情報コミュニケーション分野、特にマーケティング分野や新規ビジネス開発分野での豊富な経験や知見を有しており、その専門的視点から、取締役会における監督、及び当社の経営に有益な助言が期待できるものと判断したためであります。また、指名委員会及び報酬委員会の委員候補者として、当社の役員候補者の選任、並びに役員報酬の決定において、客観的・中立的立場による審議への参画を予定しております。

候補者番号

6

いし

石坂

ざか

のぶ

や

信也

再任

社外

独立役員

生年月日

1966年12月10日生



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 4月 三菱商事(株) 入社
- 2000年 5月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン設立
同社 代表取締役社長 (現任)
- 2012年 6月 (株)インサイト 代表取締役社長
- 2013年 8月 (株)ベンチャーリパブリック 取締役
- 2014年 9月 (株)GDOゴルフテック (現 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン)
代表取締役社長
- 2015年 4月 (株)インサイト 取締役
- 2015年 5月 旧ベルシステム24ホールディングス 取締役
- 2015年 9月 当社 社外取締役 (現任)
- 2016年 4月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役
- 2016年11月 キッズゴルフ(株) (現 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン) 代表取締役社長
- 2017年 4月 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (現任)
- 2017年11月 (一社)日本スピードゴルフ協会 代表理事 (現任)
- 2018年 7月 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長 (現任)
- 2021年 3月 (株)GDOゴルフテック (現 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン)
取締役

所有する当社の株式数

一株

取締役在任期間

9年8ヶ月

取締役会出席回数

13/15回 (87%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

独立役員として、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることへの期待、及び総合商社での幅広い経験に加え、上場企業の代表取締役の他、国内外の豊富な経営経験や知見を有していることから、引き続き客観的な視点から当社の経営に有益な助言が期待できるものと判断したためであります。また、指名委員会及び報酬委員会の委員候補者として、当社の役員候補者の選任及び役員報酬の決定に関して、客観的・中立的立場による審議への参画を引き続き予定しております。

候補者番号

7

つる

鶴

まき

巻

あき

暁

再任

社外

独立役員

生年月日

1968年11月17日生



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 東京都庁 入庁
 1994年10月 司法試験 合格
 1995年4月 司法研修所 入所
 1997年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
 2002年9月 上條・鶴巻法律事務所 共同代表（現任）
 2012年6月 市光工業(株) 社外監査役（現任）
 2016年5月 当社 社外取締役（現任）
 2023年8月 JPH(株) 社外監査役（現任）

所有する当社の株式数

一株

取締役在任期間

9年0ヶ月

取締役会出席回数

13/15回 (87%)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

独立役員として、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることへの期待、及び弁護士としての経験・見識を活かし、取締役会のガバナンスの発揮に貢献していることから、引き続き客観的な視点から当社のコンプライアンス経営の推進に有益な助言が期待できるものと判断したためであります。また、指名委員会及び報酬委員会の委員候補者として、当社の役員候補者の選任及び役員報酬の決定に関して、客観的・中立的立場による審議への参画を引き続き予定しております。

候補者番号

8

たか

高

はし

橋

ま き こ

真木子

再任

社外

独立役員

生年月日

1967年5月12日生



所有する当社の株式数

一株

取締役在任期間

8年0ヶ月

取締役会出席回数

15/15回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年4月 財神奈川科学技術アカデミー（現（地独）神奈川県立産業技術総合研究所）入団
- 2004年1月 東京工業大学（現 東京科学大学）産学連携推進本部 知的財産・技術移転部門 特任助教授
- 2006年9月 東北大学 特定領域研究推進支援センター 特任助教授
- 2010年4月 (独)理化学研究所（現 国立研究開発法人理化学研究所）研究戦略会議研究政策企画員
- 2010年9月 東北大学 工学研究科博士（工学）
- 2014年7月 金沢工業大学 工学研究科知的創造システム専攻教授（現 同大学大学院 イノベーションマネジメント研究科）（現任）
- 2017年5月 当社 社外取締役（現任）
- 2021年3月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

独立役員として、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることへの期待、及び産学連携での知識創造、研究開発プロジェクト、技術移転、知的財産の戦略マネジメント等に関する高い専門知識とともに、民間企業や行政機関等との豊富な共同研究に関する経験を有していることから、引き続き客観的な視点から当社のプロセス管理、経営人材育成及び新技術への取り組み等に有益な助言が期待できるものと判断したためであります。また、指名委員会及び報酬委員会の委員候補者として、当社の役員候補者の選任及び役員報酬の決定に関して、客観的・中立的立場による審議への参画を引き続き予定しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 堀内真人、梅川健児、石坂信也、鶴巻暁及び高橋真木子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の候補者であります。
3. 鶴巻暁及び高橋真木子の両氏は、会社経営に関与したことはありませんが、上記「社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要」により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、現在、堀内真人、石坂信也、鶴巻暁及び高橋真木子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。また、梅川健児氏との間においても、同氏の選任が承認された場合には、同契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。
5. 当社は、現在、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、本議案が承認可決された場合には、各取締役候補者は被保険者となる予定であります。当該契約の内容の概要は、事業報告43頁（③役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりであります。
6. 堀内真人、石坂信也、鶴巻暁及び高橋真木子の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって、堀内真人氏が1年、石坂信也氏が9年8ヶ月、鶴巻暁氏が9年、高橋真木子氏が8年となります。
7. 石坂信也、鶴巻暁及び高橋真木子の各氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準（19頁をご参照ください。）の全ての要件を満たしており、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。なお、石坂信也氏が代表取締役を兼職する㈱ゴルフダイジェスト・オンラインと当社の間には、取引がありますが、当社からの支払額は、直近連結会計年度における当社の売上高の0.1%未満であります。
8. 堀内真人氏は、過去に当社の社外取締役であったことがあります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

まつ	だ	みち	はる	社 外	生年月日
松	田	道	春	独立役員	1961年2月14日生

所有する当社の株式数

一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月 中小企業金融公庫（現 ㈱日本政策金融公庫）入庫
 2010年10月 有限責任監査法人トーマツ さいたま事務所長
 2017年9月 松田公認会計士事務所 開設（現任）
 2017年11月 マニー㈱ 取締役
 2018年11月 ㈱サイゼリヤ 取締役監査等委員（現任）
 2019年6月 ㈱オーブンドア 監査役（現任）

補欠の社外監査役候補者とした理由

公認会計士として税務や会計の分野に知見を有しており、監査の重要な役割であるこれらの分野の監査の適正性が担保できることに加えて、上場企業を含む複数社の社外監査役や社外取締役の経験を有していることから、その知見と経験を当社の監査活動に活かすことが期待できるものと判断したためであります。

- (注) 1. 松田道春氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松田道春氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役葉山良子及び相馬謙一郎の両氏の補欠として選任するものであります。
3. 法令に定める監査役の員数を欠き、松田道春氏が社外監査役に就任した場合には、当社は松田道春氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額とする予定であります。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、松田道春氏が社外監査役に就任した場合には、当社が締結している会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。なお、当該契約の内容の概要は、事業報告43頁（③役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりであります。
5. 松田道春氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準（19頁をご参照ください。）の全ての要件を満たしており、法令に定める監査役の員数を欠き、同氏が社外監査役に就任した場合には、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

ご参考 本定時株主総会後の取締役・監査役スキル・経験

当社グループのパーパスである「イノベーションとコミュニケーションで、社会の豊かさを支える」の下、持続的で健全な成長の実現を目指し、取締役会・監査役会の全体としての知識・経験・能力・専門性のバランスを図るとともに、ジェンダーや国際性を含めた多様性についても考慮し、取締役・監査役の備えるべきスキルとして下記を抽出しております。

本総会の第2号議案が原案どおり承認可決された場合における、各取締役及び引き続き在任となる監査役の保有スキルは以下のとおりとなります。

	氏名 (性別)	企業経営	人材	テクノロジー・デジタル	グローバル	サステナビリティ	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役	梶原 浩 (男性)	●	●	●	●			
	辻 豊久 (男性)	●		●			●	●
	呉 岳彦 (男性)	●	●			●		
	堀内 真人 (男性)			●	●			
	梅川 健児 (男性)			●		●		
	石坂 信也 (男性)	●		●	●			
	鶴巻 暁 (男性)		●					●
	高橋 真木子 (女性)			●		●		
監査役	濱口 聡子 (女性)		●			●	●	●
	葉山 良子 (女性)					●	●	●
	相馬 謙一郎 (男性)				●		●	●

ご参考 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外取締役及び社外監査役が独立性を有すると判断する基準（以下「独立性判断基準」）を以下のとおり定め、東京証券取引所が定める独立役員として、独立性判断基準のいずれにも該当しない者を指定するものとする。

(1) 当社グループ※ 1 を主要な取引先※ 2 とする者又はその業務執行者

※ 1 当社並びに当社の子会社及び関連会社をいう。

※ 2 当該取引先の直近の事業年度における連結売上高に占める当社グループとの取引に係る売上高の割合が2%を超える場合をいう。

(2) 当社グループの主要な取引先※ 又はその業務執行者

※ 当社グループの直近の事業年度における売上収益に占める当該取引先との取引に係る売上高の割合が2%を超える場合をいう。

(3) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産※を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

※ 当社グループの直近の事業年度における支払額について、次の金額を超える場合をいう。

- ・ 法人、組合等の団体である場合には、1,000万円又は当該団体の年間売上高（総収入）の2%のいずれか高い金額

- ・ 上記以外である場合には、1,000万円

(4) 当社グループから多額の寄付※を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

※ 直近の事業年度における当社グループからの寄付の総額が1,000万円を超える場合をいう。

(5) 当社グループの主要な借入先※ 又はその業務執行者

※ 当社グループの直近の事業年度における借入額が上位3位以内の者をいう。

(6) 当社の主要な株主※ 又はその業務執行者

※ 当社の株式の10%以上を直接又は間接に保有している者をいう。

(7) 当社が主要な株主※ である会社の業務執行者

※ 当社が当該会社の株式の10%以上を直接又は間接に保有している場合をいう。

(8) 当社グループの会計監査人である監査法人の業務執行者

(9) 過去3年間において、上記(1)から(8)のいずれかに該当していた者

(10) 次のいずれかに該当する者（重要な者に限る。）の近親者※

① 上記(1)から(9)のいずれかに該当する者

② 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）

③ 過去3年間において、当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役又は会計参与を含む。）であった者

④ 過去3年間において、当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）であった者

※ 配偶者及び2親等内の親族をいう。

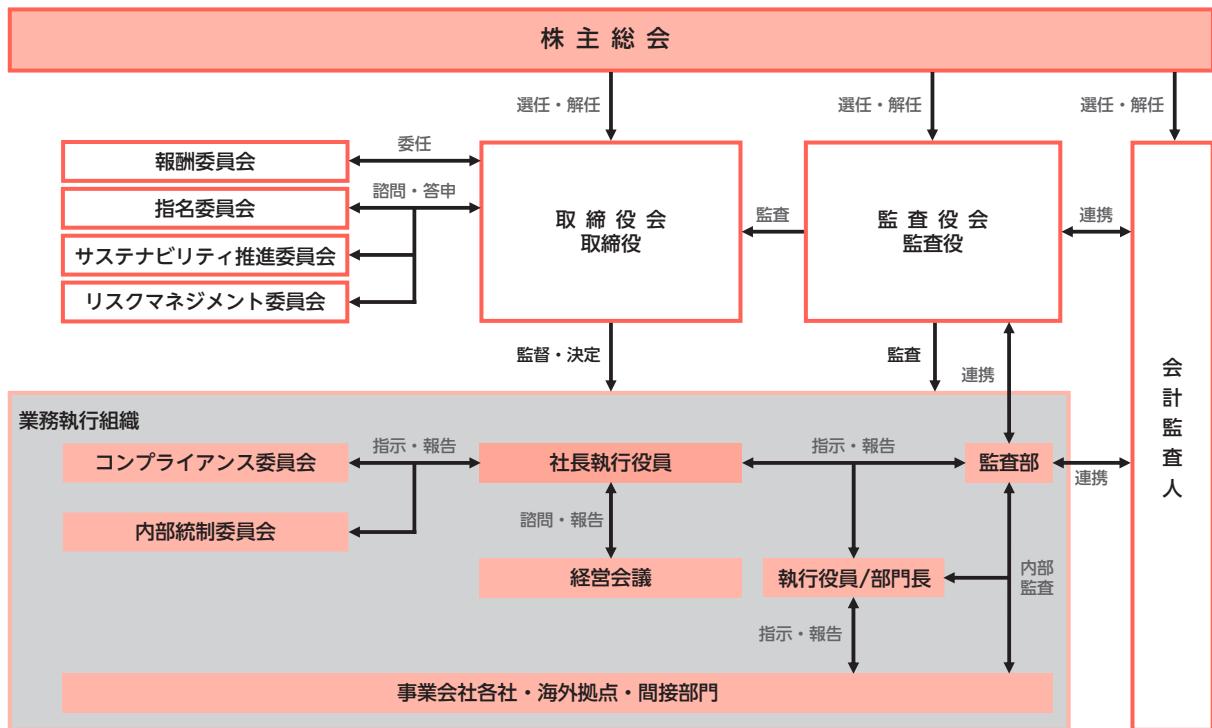
以上

ご参考 コーポレート・ガバナンスに対する取り組み

■ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめ、クライアント、取引先及び従業員等の当社グループを取り巻く全てのステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、その信頼を得ることが企業価値の最大化に不可欠であり、そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題の一つであるとの認識のもと、経営の効率化を図りつつ、透明性と健全性を確保した企業運営に努めております。

■ コーポレート・ガバナンス体制



■ 取締役会

取締役会は、毎月開催する他、必要に応じて随時開催し、法令、定款、取締役会規程その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員の実務執行を監督しております。取締役会は8名の取締役で構成されており、その中には、取締役会の監督機能を強化すべく3名の独立社外取締役が含まれております。また、独立社外監査役1名を含む監査役3名も取締役会に出席しております。

取締役会では、毎事業年度において、アンケートによる各取締役及び各監査役の自己評価に基づき、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果を公表しております。

■ 指名委員会、報酬委員会

指名委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役の選解任基準の答申、並びに取締役会が承認した取締役・監査役の選任・解任及び代表取締役の選定・解職に係る基準に基づいた取締役、代表取締役及び監査役の個別の人事案の原案を審議しております。

また、当社は、東京証券取引所が定める「独立性基準」を踏まえ、独立社外取締役候補者の独立性に関する基準を策定し、公表しております。

報酬委員会は、取締役会からの委任により、役員報酬に関する基本方針、及び株主総会における報酬決議に従い、役員報酬基準に基づいた取締役の個人別の報酬案を審議し、決定しております。

指名委員会・報酬委員会は、透明性・公正性を担保した意思決定を行う体制を構築するため、社長執行役員を兼ねる代表取締役、非業務執行取締役、独立社外取締役及び独立社外監査役で構成しており、独立社外取締役及び独立社外監査役で過半数としております。

■ 取締役の報酬制度

当社の取締役の報酬は、中長期的な企業価値向上と株主利益を意識した報酬体系としており、個々の取締役の報酬は、株主総会における報酬決議に従い、取締役の役位や役割の大きさに応じて支給される「基本報酬」、年度単位の業績に連動して支給される「業績連動報酬」、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした「株式報酬」で構成されております。ただし、社外取締役に対する報酬は、業務執行から独立した立場であることから業績への連動を排除し、基本報酬のみとしております。なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等については、事業報告44頁（④取締役及び監査役の報酬等）に記載のとおりであります。

(注) 本総会の決議事項第2号議案をご承認いただいた場合の人数を記載しています。

ご参考 連結財務ハイライト

CRM事業

99.7%

その他

0.3%

売上収益 1,431億96百万円

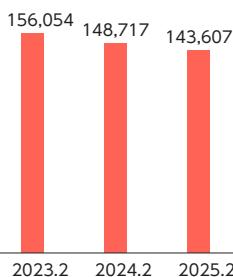
売上収益
1,436億
7百万円

売上収益 4億11百万円

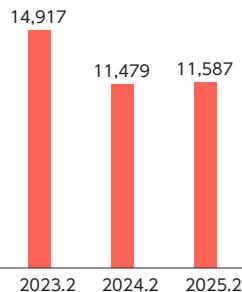
税引前利益 120億88百万円

税引前利益 △8億56百万円

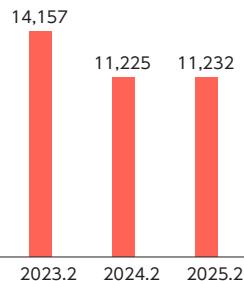
売上収益(単位:百万円)



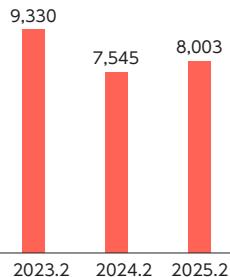
営業利益(単位:百万円)



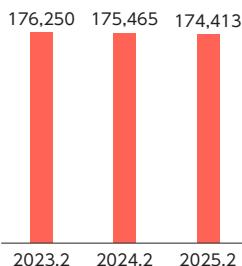
税引前利益(単位:百万円)



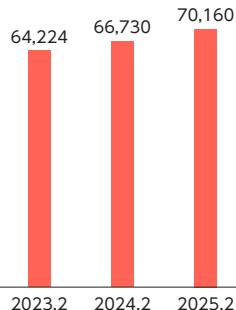
親会社の所有者に
帰属する当期利益(単位:百万円)



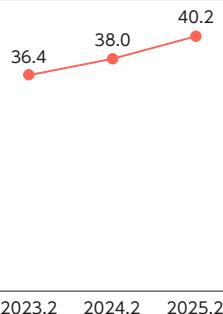
資産合計(単位:百万円)



親会社の所有者に
帰属する持分(単位:百万円)



親会社所有者
帰属持分比率(単位:%)



ROE(単位:%)



*当社は国際会計基準(IFRS)に基づいて連結計算書類を作成しております。

株主総会会場ご案内図

<住所>

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 神谷町トラストタワー2階
トラストシティ カンファレンス・神谷町

<交通/周辺地図>

東京メトロ日比谷線 神谷町駅 直結

(メトロシティ神谷町(4a/4b方面)を経由、東京ワールドゲート連絡通路直結)



◎お願い
駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

事業報告

(自 2024年3月1日)
(至 2025年2月28日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

i 当連結会計年度の経済環境

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善や各種施策の効果もあり、個人消費や設備投資の持ち直しが続いていることから緩やかな景気回復の動きが見られました。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続による海外景気の下振れ、米国の今後の政策動向や中東地域をめぐる情勢等が我が国の物価・経済に影響を及ぼし得るため注意が必要な状況が続いております。また、各企業の業績が回復しているのに伴い業種や規模に関わらず人手不足への対応が課題となっております。

そのような環境の下、当社グループの主力事業であるCRM (Customer Relationship Management) 事業においては、生成AI等の新技術を活用し、高い利益率が見込めるソリューションモデルへの変革が重要となっております。こうした市場環境の中、顧客接点多様化に伴う対応領域の拡大とデータ活用により、業務品質や付加価値の向上に努めるとともに、新たな事業領域の開拓を推進しております。

ii 企業集団の当連結会計年度の業績 (国際会計基準)

当連結会計年度においては、中期経営計画で掲げた「人材 (総力4万人の最大活躍)」 「型化 (データ活用の高度化)」 「共創 (NEW BPOの領域開拓)」 の3つの重点施策を加速させることで、持続的な成長の実現を目指してまいりました。

型化 (データ活用の高度化) においては、当社が1,300社以上の顧客のコンタクトセンターや営業代行、事務処理等のBPOサービスを手掛ける中で蓄積したナレッジやフレームワークを応用した、業務プロセスの変革を企画・実行するサービス「BPRコンサルティング」の本格的な提供を開始いたしました。100名以上のBPRコンサルタントによる複合的なアプローチにより、実現性が高い業務改革を行い、既に業務工数の削減によるコア業務時間の増加、業務のデジタル化といった成果を上げています。さらに、当社は生成AI活用の基となるナレッジのデータ化に悩むクライアント企業向けに、生成AI導入の基盤構築に向けた「ナレッジCXデザインサービス」の提供を開始いたしました。

コンタクトセンターに蓄積する対応履歴、マニュアル、FAQのほか、オペレーターの個人メモや暗黙知等、点在する生成AI活用に必要な非構造化データを集約し、生成AIが理解しやすい検索可能なテキストデータとしてナレッジ化する仕組みをデザインします。コンタクトセンターにおけるリアルタイムでのナレッジ運用やその定着化を実現する実践プロセスである「KCS（ナレッジ・センター・サービス）」に準拠した運用設計と、当社の専任コンサルタントによる独自メソッドを組み合わせ、コンサルティングからナレッジマネジメントシステム導入、運用設計、運用体制構築まで一気通貫で支援することで、CX向上への貢献を目指します。

また、厚生労働省が企業に対策を義務化する方針を公表したカスタマーハラスメント（以下、「カスハラ」）対策への対応に備え、クライアント企業に最適かつ具体的なカスハラ対策をトータルで支援する「カスタマーハラスメント対策サービス」の提供を開始いたしました。カスハラ対策のベースとなる方針・マニュアルの策定から、従業員向けのカスハラ研修の実施、カスハラ対策を強化する音声認識・感情解析やSNS監視等のソリューションの提供まで、対策の段階ごとに7つのサービスメニューを設定することで、コンタクトセンターでのカスハラ対策に特化した支援サービスを一気通貫で提供しており、既に多くのクライアント企業に導入いただいております。

共創（NEW BPOの領域開拓）においては、今後の労働人口減少による人材不足や、個社における生成AI等の投資が難しい内製のコンタクトセンターにおいて、コスト削減と効率化を目的としたアウトソースや提携等といったニーズの拡大が予想されるなか、生成AI等新たな技術の活用を強力に推進し、生成AIとヒトのハイブリッド型コンタクトセンター事業を早期に実現することを目指し、スカパーJ S A T株式会社（以下、「スカパーJ S A T株」）の100%子会社で高品質なカスタマーセンター運営等を提供する株式会社スカパー・カスタマーリレーションズ（以下、「株スカパー・カスタマーリレーションズ」）の株式51%を取得し子会社化いたしました。

また、コンタクトセンターでの生成AI活用に向けて、参画企業間での事例共有等を行うユーザー企業参画型プログラムとなる、生成AI Co-Creation Lab.（コ・クリエーションラボ）を開始いたしました。本プログラムでは、コンタクトセンターの幅広い運用知見を持つ当社と、AIのシステムインテグレーションの実績を持つ伊藤忠テクノソリューションズ株式会社に加え、生成AI開発の最前線を担う日本マイクロソフト株式会社、Google Cloud及びアマゾンウェブサービスジャパン合同会社や、データマーケティング領域の支援を行う当社子会社の株式会社シンカー、自然言語処理領域の支援を行うベクスト株式会社等の各社が持つAI技術や専門知見を活用し、生成AI Co-Creation Lab.がハブとなって解決すべき課題とテクノロジーを結び、生成AIを活用した先進事例を創出しております。

さらに、2024年11月には本プログラムにおいて生成AIを活用してコンタクトセンターの自動化を実現する「Hybrid Operation Loop」の提供に向けた開発を開始いたしました。これは、日本マイクロソフト株式会社をはじめとするテクノロジー企業が有する最新技術と、当社が有する多様なコンタクトセンターのノウハウを組み合わせ、AIとヒトが共同でタスクを遂行する「Human-in-the-Loop」（人間参加型の機械学習）の概念を通じた、当社独自のAIとヒトのハイブリッドによる業務ループプロセスを設計することで、様々な業界の個別の環境に対応が可能なコンタクトセンターの自動化を実現するための取り組みであります。

人材（総力4万人の最大活躍）においては、全社目標である「男性育児休暇取得率100%」達成に向けて男性育児休暇経験者からの体験談やアドバイスを伝える社内向け座談会の開催、働く女性の健康課題に関する学びの機会の提供と理解促進を目的に婦人科医師によるオンラインウェビナーや障がい者雇用推進のヒントを学ぶセミナーを実施いたしました。さらに、LGBTQ+（LGBTQ等の性的少数者）に対する差別や偏見に反対し、セクシュアリティやジェンダーの多様性を祝う「レインボーパレード」への経営層と社員の参加や、障がいのある社員による神谷町本社でのLED菜園の運営等、社員一人ひとりが自分らしく働ける職場の実現のため、様々な取り組みを行っており、結果としてD&Iに関する研修・コンサルティング、ダイバーシティ採用支援等を手がける株式会社JobRainbowが実施する「D&Iアワード」において、最高評価である「BEST WORKPLACE」に4年連続で認定されました。

また、一般財団法人日本次世代企業普及機構が展開する2024年度のホワイト企業認定制度（以下、「本制度」）において、「GOLD」ランクを獲得しました。本制度は、企業のホワイト化で取り組むべき70の設問に対し、総合的かつ客観的に評価する国内唯一の認定制度であり、70の設問を7つの指標（ビジネスモデル/生産性、ダイバーシティ&インクルージョン、柔軟な働き方、健康経営、人材育成/働きがい、リスクマネジメント、労働法遵守）に区分し、総合的に判断・評価します。当社グループは、企業の持続的な成長・発展のためには、「多様な社員一人ひとりが能力を最大限発揮することが企業価値の継続的な向上につながる」という考えに基づき、全ての社員が安心して職務に集中できる環境の整備を進めており、本制度では、「人材育成/働きがい」をはじめ、「柔軟な働き方」「ダイバーシティ&インクルージョン」の領域を特に高く評価され、GOLDランク認定となりました。さらに、現場と人事部門が連携し、人材育成や働き方に関する方針や施策の立案、社員教育やウェルビーイング推進、働き方改革等、様々な取り組みを推進していることから、経営戦略と人的資本戦略を連動させ、多様な人材の活躍に向け人事施策のPDCAサイクルを確実に実行している点が評価され、人的資本経営と開示に関する日本最大規模の「人的資本調査2024」において、「人的資本経営品質（シルバー）」に2年連続で認定されました。

その他、E S G（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組みとしては、米国の議決権行使助言会社であるインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ（ISS）の責任投資部門で、代表的なE S G評価機関の一つであるISS ESGによる「E S G コーポレートレーティング（以下、「本指標」）において「プライム」評価に初めて認定されました。本指標は、環境、社会、ガバナンスの観点から企業の取り組みを評価し、各業界内で高い評価を受けた企業を、「プライム」評価に認定するものであり、このたびの認定では、以前より評価を受けていたガバナンスに加え、E S Gにおける環境（Environment）や社会（Social）の領域に対する取り組みや情報開示が進んだ点が評価されたと考えております。

各セグメントの業績は以下のとおりであります。

（CRM事業）

コロナ等国策関連業務が大幅に縮小したことにより、売上収益は前年同期比で減収となりました。また利益面では販管費の抑制等、収益改善活動を行ったことや、子会社株式の一部売却に伴う利益により税引前利益は前年同期比で増益となりました。

この結果、CRM事業の売上収益は1,431億96百万円（前年同期比3.3%減）、税引前利益は120億88百万円（同10.0%増）となりました。

（その他）

コンテンツ販売収入の減少に伴い、コンテンツ事業に帰属するのれんについて減損テストを実施した結果、10億12百万円の減損損失を計上しております。

この結果、その他のセグメントの売上収益は4億11百万円（前年同期比32.6%減）、税引前損失は8億56百万円（前連結会計年度は、2億40百万円の利益）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上収益は1,436億7百万円（前年同期比3.4%減）、税引前利益は112億32百万円（同0.1%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は80億3百万円（同6.1%増）となりました。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、リースによる投資を含め15億89百万円となりました。

その主なものは、CRM事業への投資であり、既存拠点の増床・改修及びデータセンターの機器取得等について10億61百万円、業務管理に係るITシステムや既存システムの改修等のソフトウェアについて3億95百万円の設備投資を実施いたしました。

③ 資金調達等の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

連結子会社である株式会社ベルシステム24は、2024年11月30日付で締結した営業譲渡契約に基づき、2024年12月1日付で「鈴華股份有限公司」に台湾支店で実施していたCRM事業を譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

- i 当社は、2024年11月28日付で「鈴華股份有限公司」を設立し、普通株式2,000,000株（発行済株式総数の100%）を保有し、連結子会社といたしました。
- ii 当社は、2024年11月12日付でスカパーJ S A T(株)との間で締結した株式譲渡契約に基づき、(株)スカパー・カスタマーリレーションズの普通株式61,200株（発行済株式総数の51%）を2024年12月27日付で取得し、連結子会社といたしました。
- iii 当社は、2025年1月29日付で連結子会社であったCTCファーストコンタクト株式会社（以下、「CTCファーストコンタクト(株)」）の普通株式30株（発行済株式総数の3%）を、株式会社シグマクス・ホールディングスに譲渡する契約を締結し、2025年1月31日付でその株式を譲渡いたしました。これにより、CTCファーストコンタクト(株)は当社の持分法適用会社となりました。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年 2月期 (国際会計基準)	2023年 2月期 (国際会計基準)	2024年 2月期 (国際会計基準)	2025年 2月期 (国際会計基準)
売上収益 (百万円)	146,479	156,054	148,717	143,607
営業利益 (百万円)	13,234	14,917	11,479	11,587
税引前利益 (百万円)	13,463	14,157	11,225	11,232
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	8,943	9,330	7,545	8,003
基本的1株当たり当期利益 (円)	121.65	126.82	102.61	108.81
資産合計 (百万円)	178,312	176,250	175,465	174,413
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	58,986	64,224	66,730	70,160
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	801.91	873.05	907.54	953.69

(注) 1. 百万円単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 当社は、2019年2月期より「役員報酬B I P信託」を導入しております。基本的1株当たり当期利益の算定において、役員報酬B I P信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、基本的加重平均普通株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第8期 2022年 2月期 (日本基準)	第9期 2023年 2月期 (日本基準)	第10期 2024年 2月期 (日本基準)	第11期 2025年 2月期 (日本基準)
営 業 収 益 (百万円)	19,351	16,420	17,983	15,043
経 常 利 益 (百万円)	5,025	2,253	3,772	715
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	2,947	174	2,093	△572
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	40.10	2.36	28.48	△7.77
総 資 産 (百万円)	126,225	121,141	115,427	109,577
純 資 産 (百万円)	58,366	54,131	51,728	46,794
1株当たり純資産額 (円)	792.98	735.32	703.05	635.60

- (注) 1. 百万円未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、2019年2月期より「役員報酬B I P信託」を導入しております。1株当たり当期純利益の算定において、役員報酬B I P信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、普通株式の期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期の期首から適用しており、第9期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。なお、本会計基準の適用による、第9期以降の計算書類に与える影響はありません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（2025年2月28日現在）

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
(株)ベルシステム24	100	100.0	情報サービス
(株)スカパー・カスタマーリレーションズ	100	51.0	情報サービス
Horizon One(株)	100	51.0	情報サービス
BELLSYSTEM24 VIETNAM Inc.	10,000百万 VND	80.0 (79.0)	情報サービス
鈴華股份有限公司	20百万 NTD	100.0	情報サービス
(株)シンカー	6	70.0	データマーケティング
(株)ベル・ソレイユ	10	100.0	事務代行、サービス支援等

- (注) 1. 当社の連結子会社は「②重要な子会社の状況」に記載している会社を含め8社であり、持分法適用会社は3社であります。
2. 議決権比率の(内書)は、間接所有割合を記載しております。
3. 当社は、2025年1月31日付でC T Cファーストコンタクト(株)の株式3%を譲渡したことにより、同社を持分法適用会社といたしました。

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	当社における株式の帳簿価額	当社の総資産額
(株)ベルシステム24	東京都港区虎ノ門四丁目1番1号	33,691百万円	109,577百万円

(4) 対処すべき課題

当社グループは、パーパスである「イノベーションとコミュニケーションで社会の豊かさを支える」の下、コーポレートボイス「その声に、どうこたえるか。」を策定し、これを体現する取り組みを推進しております。



PURPOSE

イノベーションとコミュニケーションで
社会の豊かさを支える

CORPORATE VOICE

その声に、どうこたえるか。

VALUES

対話の力

対話で悩みや
アイデアに寄り添い、
ともに解決し、
ともに成功する。

獨創性

現場力と進化する
テクノロジーの
融合で、ほかにない
価値をつくる。

多様性

社員一人ひとりが
自分らしく躍動し、
新たな可能性に
出会う場所になる。

成功への伴走

積み重ねた経験で
最適解を導き出し
お客さまの成功に
コミットする。

豊かさの共創

モノやサービスの
体験価値を高め、
人々の豊かな
時間を支える。

中期経営計画2025

中期経営計画2025で掲げた3つの重点施策「①人材（総力4万人の最大活躍）」「②型化（データ活用の高度化）」「③共創（NEW BPOの領域開拓）」の実現に向け、多様な人材が長期に渡り活躍できる環境の整備と、生成AI等の活用による新たな価値の創造、並びに当社グループの強みとパートナー企業の知見・技術を融合した新たなBPO領域の開拓を推進してまいりました。



3つの重点施策

NEW BPO

総力4万人の最大活躍

1 人材 

データ活用の高度化

2 型化 

NEW BPO領域開拓

3 共創 

- 完全在宅オペレーションへの進化と拡張
- JOBマッチングによる個の能力最大化
- 全方位に多様で柔軟な働き方改革の促進

成長機会の仕組み化と働く環境の次世代化

- 音声データの技術追求と分析による成果向上
- 生活者ニーズを掴むデータ連携の高度化
- 自動化と人財のハイブリッド運用の追求

顧客ニーズにこたえるCX業務の深化と拡張

- 大規模/安定稼働ニーズの高いBPO領域発掘
- CX進化のためのマーケティングBPO確立
- 新技術適用での次世代BPO業務のR&D推進

相互補完と運用力で新BPO領域の創出

当社グループのビジネスを取り巻く環境が変化するなか、これからもお客様、従業員、そして社会の幅広い声（課題）に向き合い、持続的で健全な成長の実現を目指すために、以下の施策を重点的に取り組んでいく所存であります。

① 外注化ニーズへの対応

国内における生産年齢人口の減少が加速するなか、企業の人材不足は様々な業界に広がり、限られた人員をコア業務にシフトせざるを得ない状況が予測されます。その結果、バックヤード業務やコンタクトセンター業務といった部分のアウトソース化が加速しており、当社グループにおいても基礎業務のクライアント数が増加する等、外注化ニーズが顕在化してきております。当社グループは今後さらに拡大する外注化のニーズをしっかりと取り込み、クライアント企業数を拡大するとともに、クライアント企業に対して生成AIによるハイブリッド化、自動化や、コンサルティング、ナレッジを活用したサービス等の提供によって、一社当たりの取引規模の拡大も目指してまいります。

② 生成AIの活用

CRM事業において生成AIの登場は、新たな付加価値をもたらす「次世代コンタクトセンター」を実現する非常に大きなチャンスであると認識しております。「次世代コンタクトセンター」とは、お客様からのお問合せに生成AIが自動で応答し、生成AIでは対応できないケースのみオペレーターが回答するセンターであり、当社グループが有する年間約5億コールの良質なデータを通じて蓄積したナレッジが基盤となります。当社グループでは2024年からAI技術の導入・運営に特化した専門部署を設置して「次世代コンタクトセンター」の開発を進めており、2025年度中には一部業務においての実現を目指しております。「次世代コンタクトセンター」の実現により、ヒトが対応する従来型コンタクトセンターに比べて生産性の向上、さらにコンタクトセンターの運営コストも低減することで、一社当たりの取引額の増加と同時に、利益率の向上も目指してまいります。

③ マーケティング支援

次世代コンタクトセンターを通じて蓄積するナレッジは、お客様からの質問や意見等に含まれる消費者のニーズを把握するためのマーケティングデータとしても活用し、新たな付加価値の創出を目指します。生成AIによるVOC（Voice Of Customer）の目的に沿った自動収集・分析により、消費者のニーズを把握することでコンタクトセンターをプロフィットセンター化し、クライアント企業のマーケティングや広告宣伝等、売上増加に繋がるような新たなサービスを提供してまいります。この取り組みによって、企業のマーケティング部門との取引を新たに獲得し、売上収益の拡大に繋げてまいります。

これらの施策の実現に向け、引き続き多様な人材が長期に渡り活躍できる環境の整備にも注力してまいります。当社グループでは、パーパスである「イノベーションとコミュニケーションで社会の豊かさを支える」のもと、人的資本戦略として、「"プロフェッショナル"が集う、"働きがい"のある職場の実現」を掲げ、企業の持続的な成長・発展のために、働く「人」と「環境」に積極投資を行い、社員のワークエンゲージメントの最大化に取り組んでおります。現場と人事部門が連携し、人材育成や働き方に関する方針や施策の立案、社員教育やウェルビーイング推進、働き方改革など、様々な取り組みを推進してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

区分	主な事業内容	当該事業に携わる会社
CRM事業	カスタマーサポート業務に加え、IT技術を駆使した生活者接点の最適化、セールス・マーケティング支援、業務効率化・コスト最適化を実現するバックオフィス支援等、様々なサービスをクライアント企業へ提供しております。	(株)ベルシステム24 (株)スカパー・カスタマーリレーションズ Horizon One(株) BELLSYSTEM24 VIETNAM Inc. 鈴華股份有限公司 (株)シンカー
その他	事務代行、サービス支援等を行っております。	(株)ベル・ソレイユ

(6) 主要な事業所等（2025年2月28日現在）**① 当社**

名称	所在地
本社	東京都港区

② 子会社

名称	所在地
(株)ベルシステム24	本社（東京都港区）、S C 35箇所（注）
(株)スカパー・カスタマーリレーションズ	本社（東京都品川区）
Horizon One(株)	本社（東京都港区）
BELLSYSTEM24 VIETNAM Inc.	本社（ベトナム ハノイ市）
鈴華股份有限公司	本社（台湾 台北市）
(株)シンカー	本社（東京都港区）
(株)ベル・ソレイユ	本社（東京都港区）

（注）S C = ソリューションセンター。ソリューションセンターは、コンタクトセンターのオペレーション業務を行う事業所の呼称であり、スモールオフィスを含みます。

(7) 使用人の状況 (2025年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
C R M事業	2,177人 (①8,252人)(②19,236人)	555人減 (①362人減)(②3,822人減)
その他	20人 (①38人) (②4人)	5人増 (①4人減) (②1人増)
全社(共通)	220人 (①31人) (②13人)	2人増 (①2人減) (②2人減)
合計	2,417人 (①8,321人)(②19,253人)	548人減 (①368人減)(②3,823人減)

- (注) 1. 使用人数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
 2. 使用人数欄の(外書①)は、有期労働契約から無期転換した雇用人員数であります。
 3. 使用人数欄の(外書②)は、有期労働契約雇用者の平均人員数であります。
 4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
220人 (①31人) (②13人)	2人増 (①2人減)(②2人減)	45歳8ヶ月	14年6ヶ月

- (注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2. 使用人数欄の(外書①)は、有期労働契約から無期転換した雇用人員数であります。
 3. 使用人数欄の(外書②)は、有期労働契約雇用者の平均人員数であります。
 4. 平均勤続年数は、2010年6月1日付、2012年3月1日付、2015年3月1日付及び2015年9月1日付の合併以前の勤続年数を通算しております。また、雇用契約形態に関わらず当社に勤続した期間を通算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年2月28日現在)

借入先	借入残高(百万円)
株三菱UFJ銀行	9,650
株みずほ銀行	7,800
農林中央金庫	5,650
信金中央金庫	4,650
株三井住友銀行	4,150

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 280,000,000株
- ② 発行済株式の総数 73,753,310株
- ③ 株主数 14,729名

④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事(株)	30,030,000 株	40.72%
TOPPAN(株)	10,570,000 株	14.33%
(株)日本カストディ銀行(信託口)	9,433,200 株	12.79%
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	5,557,400 株	7.54%
THE NOMURA TRUST AND BANKING CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF REPURCHASE AGREEMENT MOTHER FUND	937,200 株	1.27%
J P J P M S E L U X R E B A R C L A Y S C A P I T A L S E C L T D E Q C O	831,929 株	1.13%
J P モルガン証券(株)	730,591 株	0.99%
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	723,700 株	0.98%
ベルシステム24グループ従業員持株会	432,127 株	0.59%
日本証券金融(株)	370,200 株	0.50%

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)の所有株式に、役員報酬BIP信託口が所有する当社株式186,360株は含まれておりません。
2. 当社は、単元未満株式の買取請求により自己株式を341株所有しております。なお、役員に対する株式報酬制度「役員報酬BIP信託」の信託財産として、日本マスタートラスト信託銀行(株)が保有している当社株式186,360株(議決権の数1,863個)を、自己株式として処理しております。
3. 上記の持株比率は、自己株式341株を控除して計算しております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

当社は、2018年5月25日開催の第4回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、国内非居住者及び他社からの出向者を除く）及び執行役員（国内非居住者及び他社からの出向者を除く）を対象として、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し役員報酬BIP信託と称される仕組みを採用しております。

なお、2025年2月28日現在、「役員報酬BIP信託」の所有する当社株式数は186,360株であります。

⑥ **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況**

該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等 (2025年2月28日)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役	梶原 浩	社長 執行役員 CEO	(株)ベルシステム24 代表取締役兼社長執行役員
取締役	辻 豊久	常務 執行役員	(株)ベルシステム24 専務執行役員
取締役	呉 岳彦	常務 執行役員	(株)ベルシステム24 専務執行役員 Horizon One(株) 非常勤取締役
取締役	堀内 真人		伊藤忠・フジ・パートナーズ(株) 代表取締役 伊藤忠テクノソリューションズ(株) 社外取締役 伊藤忠商事(株) 情報・通信部門長
取締役	小城 郁夫	—	TOPPAN(株) 情報コミュニケーション事業本部 事業 戦略本部 顧問
取締役	石坂 信也	—	(株)ゴルフダイジェスト・オンライン 代表取締役社長 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (一社)日本スピードゴルフ協会 代表理事 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長
取締役	鶴巻 暁	—	上條・鶴巻法律事務所 共同代表 市光工業(株) 社外監査役 JPH(株) 社外監査役
取締役	高橋 真木子	—	金沢工業大学大学院 イノベーションマネジメント研 究科 教授 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン 社外取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
常勤監査役	濱口 聡子	—	(公社)日本監査役協会 監事 ピー・シー・エー(株) 社外取締役
監査役	葉山 良子	—	葉山良子公認会計士事務所 代表 スギホールディングス(株) 監査役 日本公認会計士協会 専門研究員 (株)ニッポン 社外取締役監査等委員
監査役	相馬 謙一郎	—	伊藤忠商事(株) 財務部長 伊藤忠トレジャリー(株) 代表取締役社長 伊藤忠フィナンシャルマネジメント(株) 社外取締役 ITOCHU Treasury Centre Europe PLC Director ITOCHU Treasury Center Americas Inc. Director ITOCHU Treasury Centre Asia Pte. Ltd. Director

- (注) 1. 取締役堀内真人、小城郁夫、石坂信也、鶴巻暁及び高橋真木子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役葉山良子及び相馬謙一郎の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役濱口聡子氏は、当社グループ会社において営業・オペレーション部門や人事部門・コンプライアンス部門の管掌実績があり、監査に必要な業務知識を幅広く有するものであります。監査役葉山良子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役相馬謙一郎氏は、伊藤忠商事(株)において財務部門の職務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 代表取締役梶原浩、取締役堀内真人、小城郁夫、石坂信也、鶴巻暁、高橋真木子及び監査役葉山良子の各氏は、指名委員会及び報酬委員会の委員であります。
5. 取締役石坂信也、鶴巻暁、高橋真木子及び監査役葉山良子の各氏は、当社が定める社外役員の独立性判断基準の全ての要件を満たしており、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。2025年2月28日現在の執行役員の氏名及び担当は、以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
社長執行役員 CEO	梶原 浩	社長執行役員として全社統括、グループ経営全般
常務執行役員	辻 豊久	経営企画・事業戦略、広報、デジタルCX推進及び子会社事業統括
常務執行役員	呉 岳彦	業務統括及び人材開発
常務執行役員 CIO・CTO・ CSO・CRO	景山 紳介	サステナビリティ推進、情報システム、法務・コンプライアンス及びリスクマネジメント
執行役員 CFO	大林 政昭	財務統括、総務、IR及び事業管理
執行役員	成田 あい	人材開発

(注) 地位及び担当が次のとおり異動いたしました。

地位	氏名	担当	異動日
常務執行役員	辻 豊久	経営企画及び広報	2025年3月1日
常務執行役員 CHRO	呉 岳彦	人事戦略、総務及び業務統括	2025年3月1日
常務執行役員 CSO・CRO	景山 紳介	サステナビリティ推進及び法務・コンプライアンス	2025年3月1日
常務執行役員 (新任)	松永 公人	事業戦略、子会社事業統括及びデジタルCX推進	2025年3月1日
執行役員 CFO	大林 政昭	財務企画、IR及び事業管理	2025年3月1日
執行役員 CIO (新任)	長谷川 文彦	情報システム	2025年3月1日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）、社外監査役のいずれについても法令に定める額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

その契約の概要等は以下のとおりです。

i 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員

ii 保険契約の内容の概要

1) 被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は会社負担としております。

2) 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、従業員訴訟により被る損害（損害賠償金及び訴訟費用等）を当該保険契約により填補することとしております。

3) 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に一定の免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしている他、被保険者による違法な利益供与又は犯罪行為等による賠償責任については填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

i 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月24日開催の取締役会（2022年4月20日、2023年4月19日及び2024年2月28日開催の取締役会において一部変更）において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。その内容は以下のとおりとなります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、独立社外取締役及び独立社外監査役で過半数を占める報酬委員会により、取締役報酬規程及び役員報酬基準に従い、当該決定方針との整合性を含めた多角的な検討を踏まえて決定されており、また、取締役会は、報酬委員会から、上記の過程を経て決定された当事業年度に係る取締役の報酬総額等の内容について報告を受けているため、取締役会としては、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1) 基本方針

当社取締役の報酬は、中長期的な企業価値向上と株主利益を意識した報酬体系としており、個々の取締役に対する報酬は、株主総会における報酬決議に従い、取締役の役位や役割の大きさに応じて支給される「基本報酬」、年度単位の業績に連動して支給される「業績連動報酬」、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めること及び取締役の在任中の株式保有を通じて株主との利害共有の強化を図ることを目的とした「株式報酬」で構成しております。ただし、社外取締役に対する報酬は、業務執行から独立した立場であることから業績への連動を排除し、基本報酬のみとしております。

2) 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（基本報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、月額固定の現金報酬とし、役位や役割の大きさに応じて設定した基準金額内で、各取締役の個別評価を勘案のうえ決定しております。

- 3) 業績連動報酬並びに株式報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（業績連動報酬及び株式報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、年度単位の業績向上に対するインセンティブを高めるため業績指標を反映した現金報酬としております。業績連動報酬の業績指標は、「連結売上収益」、「連結営業利益」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」及び「前年度連結営業利益」とし、各取締役の役位別基準金額に対して、各業績指標の達成率に基づく支給率により算出し、取締役個人の業績に対する貢献度に応じた評価を踏まえて総合的に勘案したうえで決定しております。決定した額は、賞与として毎年、一定の時期に支給しております。なお、業績指標としての「連結売上収益」、「連結営業利益」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」については、中期経営計画と整合するように年度単位で設定し、グループ全体の企業活動に与える環境変化によっては、必要に応じて見直しを行うものとしております。

株式報酬は、信託を活用した業績連動型の株式報酬制度である「役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託」としてしております。当該信託を通じて取締役に交付及び給付（以下、「交付等」）がなされる当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」）の数は、取締役に毎年付与されるポイント（業績連動ポイントと固定ポイント）数に応じて算定しております。なお、業績連動ポイントと固定ポイントの構成割合は、70%：30%としております。業績連動ポイントの算定に用いる業績指標は、「連結営業利益」、「従業員エンゲージメントスコア」、「女性管理職比率」及び「気候変動（GHG削減）」とし、取締役の退任時に業績連動ポイントの累積値に相当する当社株式等の交付等を行うものとしております。なお、業績指標としての「連結営業利益」は、中期経営計画と整合するように年度単位で設定しております。また、固定ポイントは、役位毎にあらかじめ定められた基準ポイントに基づき算出し、付与された固定ポイントに相当する当社株式等の交付等の時期は、原則として、毎年の固定ポイントの付与から各3年経過後としております。ただし、固定ポイントの付与から3年を経過する前に取締役が退任する場合、当該取締役には、退任後速やかに、当該時点までに付与された固定ポイントに相当する当社株式等の交付等が行われるものとしております。

- 4) 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬割合は、当社と同様に株式報酬制度を導入している企業のサーベイ結果を参考としながら、持続的かつ中長期的な業績向上に資するインセンティブとなるように、取締役の役位や役割に応じて業績連動報酬と株式報酬のそれぞれの割合を設定しております。なお、代表取締役については、総報酬額に占める業績連動報酬及び株式報酬の割合を40%以上（業績標準時）として設定しております。

5) 取締役の個人別の報酬等の内容決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づき、独立社外取締役及び独立社外監査役で過半数を占める報酬委員会がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、本方針に基づく役員報酬基準の決定及び見直し、役員報酬基準に基づく個々の取締役の評価を踏まえた個人別の報酬等の決定としております。なお、報酬委員会での決定にあたっては、妥当性及び正当性を諮るため、外部有識者に助言を求めることができるものとしております。

6) 上記各項の他、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する重要な事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たり、本方針に沿った運用を図るため、取締役報酬規程を取締役会において決議し、制定しております。

ii 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2015年8月27日開催の臨時株主総会において、年額750百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）であります。

また、金銭報酬とは別枠で、2018年5月25日開催の第4回定時株主総会において、当社対象取締役等を対象とする信託を活用した業績連動型の株式報酬制度に関し、中期経営計画の対象となる3事業年度からなる対象期間ごとに当社が拠出する金員の上限を189百万円、当社対象取締役等に付与する1年当たりのポイントの上限を39,000ポイントとし、このポイントに相当する当社株式等（当社対象取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭）の交付及び給付が行われることについて決議しております。当該第4回定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は5名）ですが、株式報酬制度の対象となる取締役の員数は4名であります。

さらに、2023年5月26日開催の第9回定時株主総会において、対象取締役等に交付等がなされる当社株式の数の算定方法（業績評価指標に非財務指標を追加）及び対象取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（退任時に交付等がなされる業績連動部分及び毎年のポイント付与から各3年経過後に交付等がなされる固定部分に改定）の一部改定について決議しております。当該第9回定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は5名）ですが、株式報酬制度の対象となる取締役の員数は4名であります。

監査役の金銭報酬の額は、2015年8月27日開催の臨時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）であります。

iii 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容決定は、取締役会決議に基づき、報酬委員会が委任を受け、その具体的内容について取締役報酬規程及び役員報酬基準に従い、審議・検証したうえで、委員の合議により決定することとしております。委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営等を把握している社長執行役員を兼ねる代表取締役の他、透明性・公平性を担保するために独立社外取締役及び独立社外監査役で過半数を占める報酬委員会による決定が、総合的に適していると判断したためです。

当事業年度における報酬委員会の構成員は次のとおりです。

梶原 浩 (代表取締役 社長執行役員CEO)、堀内 真人 (社外取締役)、小城 郁夫 (社外取締役)、石坂 信也 (独立社外取締役)、鶴巻 暁 (独立社外取締役)、高橋 真木子 (独立社外取締役)、葉山 良子 (独立社外監査役)

iv 取締役及び監査役の報酬等の総額等

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役	170	125	33	12	10
(うち社外取締役)	(32)	(32)	(-)	(-)	(6)
監査役	30	30	-	-	3
(うち社外監査役)	(11)	(11)	-	-	(2)

- (注) 1. 上表の金額は記載単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 取締役の報酬等の額は、当事業年度において支払われたか否かにかかわらず、当社が当事業年度において費用計上した金額（会計上の見積条件をもとに費用化した金額を含みます。以下本注記において同じであります。）をもとに記載しているため、当事業年度における実際の支給額とは異なります。
3. 「株式報酬」に記載した金額は、取締役5名に係る当事業年度における費用計上額であります。
4. 当事業年度末現在の員数は取締役8名（うち社外取締役5名）、監査役3名（うち社外監査役2名）であります。上記対象となる役員の員数と相違しているのは、2024年3月31日付で辞任した取締役1名及び2024年5月24日付で退任した取締役1名を含んでいるためであります。また、代表取締役梶原浩は、期中に社外取締役から代表取締役に就任したため、員数及び報酬等の額について、社外取締役在任期間分は社外役員として、代表取締役在任期間分は取締役として記載しております。
5. 監査役の個人別の報酬等の内容決定は、監査役会において監査役の協議により決定しております。その決定にあたっては、(公社)日本監査役協会公表の協会所属企業の監査役報酬水準を参考にしております。

⑤ 社外役員に関する事項

i 社外役員の重要な兼職の状況

社外役員の重要な兼職については、以下のとおりであります。

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役	堀内 真人	伊藤忠・フジ・パートナーズ(株) 代表取締役 伊藤忠テクノソリューションズ(株) 社外取締役 伊藤忠商事(株) 情報・通信部門長	－ 当社の取引先 当社の主要株主
社外取締役	小城 郁夫	TOPPAN(株) 情報コミュニケーション事業本部 事業戦略本部 顧問	当社の主要株主
社外取締役	石坂 信也	(株)ゴルフダイジェスト・オンライン 代表取締役社長 GDO Sports, Inc. (米国) 代表取締役社長 (一社)日本スピードゴルフ協会 代表理事 GolfTEC Enterprises, LLC (米国) 取締役会長	－ － － －
社外取締役	鶴巻 暁	上條・鶴巻法律事務所 共同代表 市光工業(株) 社外監査役 J P H(株) 社外監査役	－ － －
社外取締役	高橋 真木子	金沢工業大学大学院 イノベーションマネジメント 研究科 教授 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン 社外取締役	－ －
社外監査役	葉山 良子	葉山良子公認会計士事務所 代表 スギホールディングス(株) 監査役 日本公認会計士協会 専門研究員 (株)ニッポン 社外取締役監査等委員	－ － － －
社外監査役	相馬 謙一郎	伊藤忠商事(株) 財務部長 伊藤忠トレジャリー(株) 代表取締役社長 伊藤忠フィナンシャルマネジメント(株) 社外取締役 ITOCHU Treasury Centre Europe PLC Director ITOCHU Treasury Center Americas Inc. Director ITOCHU Treasury Centre Asia Pte. Ltd. Director	当社の主要株主 － － － － －

ii 社外役員の主な活動状況

1) 社外取締役の主な活動状況等

地位	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	堀内 真人	2024年5月24日就任以降の取締役会12回全てに出席し、主に情報通信分野での豊富な経験と知見から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
社外取締役	小城 郁夫	取締役会15回全てに出席し、情報コミュニケーション/BPO分野での豊富な経験や知見から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
社外取締役	石坂 信也	取締役会15回のうち13回に出席し、一般株主の利益保護を踏まえ、IT分野を中心とした業界動向や企業経営に関する豊富な経験と知見から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
社外取締役	鶴巻 暁	取締役会15回のうち13回に出席し、一般株主の利益保護を踏まえ、ガバナンス、コンプライアンスにおける豊富な見識と弁護士としての専門的見地から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
社外取締役	高橋 真木子	取締役会15回全てに出席し、一般株主の利益保護を踏まえ、大学教授としての専門的見地から当社のプロセス管理、経営人材育成及び新技術への取り組み等における発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。

2) 社外監査役の主な活動状況等

地 位	氏 名	主な活動状況
社外監査役	葉山 良子	取締役会15回全てに、また監査役会19回全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、会計監査人からの期中レビュー報告の受領、役員へのインタビュー実施、代表取締役との意見交換等監査活動を実施いたしました。
社外監査役	相馬 謙一郎	取締役会15回全てに、また監査役会19回全てに出席し、議案審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、会計監査人からの期中レビュー報告の受領、役員へのインタビュー実施、代表取締役との意見交換等監査活動を実施いたしました。

- iii 社外役員の親族関係
該当事項はありません。
- iv その他社外役員に関する事項
該当事項はありません。
- v 社外役員の意見
該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	62百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、(公社)日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準」に基づいた当社評価基準に則り、財務企画管掌執行役員、財務統括部及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受け、会計監査人の報酬等の額について検証を行いました。その際、会計監査人より報告を受けた監査計画の内容、報酬見積りの算出根拠に加え、従前の事業年度における職務執行状況についても確認を行い、監査時間の妥当性、監査品質の担保について検証いたしました結果、監査役会は提示された報酬額は妥当と判断し同意したものであります。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が職務上の義務に違反し、又は職務を怠り、若しくは会計監査人としてふさわしくない非行があったとき、さらに会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受ける等、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査役会が会社法第340条の規定により会計監査人の解任又は不再任の議案を株主総会に提出いたします。

また、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は、監査品質、品質管理、独立性等の観点から監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を最重要課題の一つとして認識しており、剰余金の配当を安定かつ継続的に実施し、業績の進捗状況に応じて配当性向及び必要な内部留保の充実等を総合的に勘案したうえで、中期的には親会社の所有者に帰属する当期利益をベースに、連結配当性向50%を目標として、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本的な方針としております。

なお、内部留保資金については、財務体質の強化を図るとともに、戦略的な成長投資に充当することにより企業価値の向上に努める考えであります。

また、当社は、中間配当として、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当社の剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

連結財政状態計算書

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	28,042	流 動 負 債	57,413
現金及び現金同等物	6,992	営 業 債 務	5,634
営 業 債 権	19,006	借 入 金	30,799
その他の短期金融資産	163	未 払 法 人 所 得 税	1,834
その他の流動資産	1,881	引 当 金	65
非 流 動 資 産	146,371	未 払 従 業 員 給 付	10,813
有形固定資産	31,563	その他の短期金融負債	6,031
の れ ん	94,651	その他の流動負債	2,237
無 形 資 産	2,830	非 流 動 負 債	46,163
持分法で会計処理されている投資	6,558	長 期 借 入 金	23,247
繰 延 税 金 資 産	3,174	引 当 金	3,303
その他の長期金融資産	7,339	長 期 未 払 従 業 員 給 付	962
その他の非流動資産	256	繰 延 税 金 負 債	187
		その他の長期金融負債	18,429
		その他の非流動負債	35
		負 債 合 計	103,576
		(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	70,160
		資 本 金	27,097
		資 本 剰 余 金	△8,058
		その他の資本の構成要素	48
		利 益 剰 余 金	51,385
		自 己 株 式	△312
		非 支 配 持 分	677
		資 本 合 計	70,837
資 産 合 計	174,413	負 債 及 び 資 本 合 計	174,413

- (注) 1. 当社は、連結計算書類を国際会計基準（I F R S）に基づいて作成しております。
 2. 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

連結損益計算書

(自 2024年3月1日)
(至 2025年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 収 益	143,607
売 上 原 価	△118,195
売 上 総 利 益	25,412
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	△16,182
そ の 他 の 収 益	3,988
そ の 他 の 費 用	△1,631
営 業 利 益	11,587
持 分 法 に よ る 投 資 損 益	177
金 融 収 益	47
金 融 費 用	△579
税 引 前 利 益	11,232
法 人 所 得 税 費 用	△2,968
当 期 利 益	8,264
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	8,003
非 支 配 持 分	261
当 期 利 益	8,264

(注) 1. 当社は、連結計算書類を国際会計基準（IFRS）に基づいて作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

連結持分変動計算書

(自 2024年3月1日)
(至 2025年2月28日)

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	その他の資本 の構成要素	利益剰余金
2024年3月1日現在	27,097	△3,826	455	43,382
当期利益	—	—	—	8,003
その他の包括利益	—	—	△390	—
当期包括利益合計	—	—	△390	8,003
株式報酬取引 剰余金の配当	—	△4,413	△17	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	△11	—	—
企業結合による変動	—	—	—	—
子会社の支配喪失に伴う変動	—	—	—	—
非支配持分に係る売建プ ット・オプション	—	192	—	—
所有者との取引等合計	—	△4,232	△17	—
2025年2月28日現在	27,097	△8,058	48	51,385

	自己株式	親会社の所有者 に帰属する持分 合計	非支配持分	資本合計
2024年3月1日現在	△378	66,730	1,009	67,739
当期利益	—	8,003	261	8,264
その他の包括利益	—	△390	△8	△398
当期包括利益合計	—	7,613	253	7,866
株式報酬取引 剰余金の配当	—	△17	—	△17
自己株式の取得	△0	△0	—	△0
自己株式の処分	66	55	—	55
企業結合による変動	—	—	271	271
子会社の支配喪失に伴う変動	—	—	△625	△625
非支配持分に係る売建プ ット・オプション	—	192	—	192
所有者との取引等合計	66	△4,183	△585	△4,768
2025年2月28日現在	△312	70,160	677	70,837

(注) 1. 当社は、連結計算書類を国際会計基準（I F R S）に基づいて作成しております。
2. 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2025年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,532	流動負債	36,241
現金及び預金	4,479	買掛金	18
現売掛金	656	短期借入金	15,800
前払費用	1,618	1年内返済予定の長期借入金	15,000
未収入金	1,263	リース負債	7
関係会社短期貸付金	499	未払費用	214
その他の金	17	未払法人税等	1,461
固定資産	101,045	未払法去債	701
有形固定資産	7,232	資産除引当金	51
建物	4,522	関係会社預り金	2,500
構築物	32	賞与引当金	163
工具、器具及び備品	2,638	役員賞与引当金	38
工事仮勘定	26	その他の負債	288
無形固定資産	48,998	固定負債	26,542
のれん	47,779	長期借入金	23,250
ソフトウェア	965	リース負債	23
電話加入権	234	資産除引当金	3,172
その他の金	20	役員株式給付引当金	45
投資その他の資産	44,815	その他の負債	52
投資有価証券	1,587	負債合計	62,783
関係会社株式	36,942	(純資産の部)	
繰延税金資産	726	株主資本	46,759
敷金及び保証金	5,349	資本剰余金	27,035
貸倒引当金	266	資本準備金	15,975
	△55	その他の資本剰余金	6,786
		利益剰余金	9,189
		利益剰余金	4,061
		繰越利益剰余金	4,061
		繰越利益剰余金	4,061
		自己株式	△312
		評価・換算差額等	△0
		その他の有価証券評価差額金	△0
		新株予約権	35
資産合計	109,577	純資産合計	46,794
		負債・純資産合計	109,577

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

損益計算書

(自 2024年3月1日)
(至 2025年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	15,043
営業費用	14,175
営業利益	868
営業外収益	
受取利息及び配当金	93
助成金収入	130
投資事業組合運用益	19
その他	15
営業外費用	
支払利息	402
その他	8
経常利益	715
特別利益	
関係会社株式売却益	244
特別損失	
固定資産除却損	24
関係会社株式評価損	16
投資有価証券評価損	332
税引前当期純利益	587
法人税、住民税及び事業税	1,283
法人税等調整額	△124
当期純損失 (△)	△572

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年3月1日)
(至 2025年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金
当期首残高	27,035	6,786	13,614	20,400	4,633
当期変動額					
自己株式の取得	－	－	－	－	－
自己株式の処分	－	－	－	－	－
当期純損失 (△)	－	－	－	－	△572
剰余金の配当	－	－	△4,425	△4,425	－
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	△4,425	△4,425	△572
当期末残高	27,035	6,786	9,189	15,975	4,061

	株 主 資 本		評価・換算差 額等 その他有価証 券評価差額金	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計			
	当期首残高	△378	51,690	3	35
当期変動額					
自己株式の取得	△0	△0	－	－	△0
自己株式の処分	66	66	－	－	66
当期純損失 (△)	－	△572	－	－	△572
剰余金の配当	－	△4,425	－	－	△4,425
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	－	－	△3	－	△3
当期変動額合計	66	△4,931	△3	－	△4,934
当期末残高	△312	46,759	△0	35	46,794

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

株式会社ベルシステム24ホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新田 将貴
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 及川 貴裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ベルシステム24ホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ベルシステム24ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年4月11日

株式会社ベルシステム24ホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 新田 将貴
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 及川 貴裕
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ベルシステム24ホールディングスの2024年3月1日から2025年2月28日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査役全員が出席して毎月定期的に監査役会を開催し、当社及び子会社各社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を取締役会と協働して確立することを監査の基本方針としております。当該事業年度の監査計画、職務の分担等を定め、グループガバナンス体制の整備・運用状況、中期経営計画進捗状況、サステナビリティ経営推進体制の整備・運用状況の監視・検証を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等から職務の執行状況及び事業運営の状況について報告・説明を受けました。また、会計監査人から監査計画、期中レビュー結果及び期末決算監査結果その他の職務の執行状況について報告を受け、取締役等及び会計監査人に対して必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた「監査役会規程」、「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、オンライン形式も併用しながら、取締役、財務統括部門、内部監査部門、務務・コンプライアンス部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、投資委員会その他重要な会議に出席し、適宜意見を述べるとともに、代表取締役との定期会合において意見交換を行い、取締役及び使用人等とのヒアリングの場において、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、取締役、監査役及び使用人等とオンライン形式も併用しながら意思疎通及び情報の交換を図るとともに、国内・海外の事業所へ赴き、その業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに子会社監査役とは、グループ監査役連絡会を開催して情報交換を図りました。また、社外取締役とは連携強化を目的に監査役会への陪席を招聘し、監査役会の審議内容を共有することで、相互理解を深めると共に、当社の経営上の課題について適宜意見交換を行いました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会で定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に基づき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証を行い、意見を表明しました。また、内部監査部門と定期的に会合を設け、内部監査の実施状況と監査結果、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、三様監査の連携を図り監査の実効性及び効率性を高めるため、常勤監査役、会計監査人、内部監査部門長が出席する会合を定期的に開催しそれぞれの監査状況について共有と意見交換の上、協議を行い監査環境の整備に努めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人からは、事前に監査計画の説明を受け、協議を行うとともに監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに常勤監査役が適宜に会計監査人と意思疎通を図り、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを会計監査人が行う事業所の往査に同席する等、監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受ける他、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）への対応について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。それらをもとに会計監査人の監査の相当性・妥当性について評価を行い検証致しました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人PwC Japan有限責任監査法人と定期的に協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を代表取締役及び会計監査人から受けております。また、内部統制システムの運用については、一部の子会社に改善すべき事項が認められましたが、取締役が再発防止策の構築を行い改善に取り組んでいる事を確認しております。監査役会としては、企業倫理の徹底、コーポレート・ガバナンス強化の観点から、今後も企業集団として継続的な内部統制システムの整備、運用の高度化への取り組みが必要であると考え、引き続きその状況の監視・検証を行ってまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）については、指摘すべき事項は認められません。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）については、指摘すべき事項は認められません。

2025年4月22日

株式会社ベルシステム24ホールディングス 監査役会

常勤監査役	濱口 聡子	印
社外監査役	葉山 良子	印
社外監査役	相馬 謙一郎	印

以 上

監査役会の監査報告書補足説明資料

監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査する事により企業集団の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立することを使命としております。

そこで当監査役会は、監査報告書「監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容」につき、より具体的に説明することにより、監査活動の透明性を図り、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との対話の一助とすべく監査報告書の補足説明として以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の職務執行体制

当監査役会は、監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）に加え、監査役の職務を補助する専任スタッフ1名にて監査役職務を遂行しております。

【監査役の役割分担】

常勤監査役は、日常の監査活動において高度な社内情報力を駆使し、企業集団の状況を把握し、監査役会にて社外監査役へ情報を共有すると共に日常監査において発見された事項について取締役・執行役員に対して適宜改善提言を行っております。

社外監査役は、その幅広い実務経験や高度な専門知識に基づき大所高所からの意見を取締役会・監査役会において発言しております。

2025年2月期における監査役会は19回開催され、監査役はすべての監査役会へ全員出席しております。

2. 監査活動概況報告

監査活動は、業務監査と会計監査に大別され、取締役の職務執行における法令・コンプライアンス遵守体制状況、リスクマネジメント体制の整備・運用状況、内部統制の整備・運用状況、財務報告開示内容の適正性、会計監査人の監査の相当性等を監視・検証しております。また、2025年2月期の監査活動は各種会議への出席、取締役・執行役員・従業員・子会社取締役等へのインタビューにおいて対面形式・オンライン形式を併用しながら効率的な監査活動実施に努めました。会計監査人とは四半期毎の期中レビュー報告結果の受領、三様監査連絡会の開催、期末決算監査結果の受領等をもって通年にわたり、情報交換と意見交換を行い、良好なコミュニケーションを図ってまいりました。また、監査上の主要な検討事項（KAM）については、会計監査人の検討状況を四半期毎報告を受け、その内容の妥当性について適宜意見交換を行ってまいりました。

【2025年2月期の主な監査活動】

	監査活動	常勤 監査役	社外 監査役
業務 監 査	<ul style="list-style-type: none"> ・取締役会への出席及び意見の表明 ・代表取締役及び執行役員、子会社取締役、執行役員との意見交換 ・重要会議（経営会議、内部統制委員会、コンプライアンス委員会等）への出席及び意見の表明 ・重要な資料（重要な決裁資料、稟議書、契約書等）の閲覧と検証 ・当社及び子会社の主要な事業所への往査及び従業員へのインタビュー実施 ・内部監査部門より内部監査計画及び監査結果の受領と意見交換 ・各統制部門からの報告聴取と意見交換 ・各子会社監査役との意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ● ● ● ● ● ● ● ● 	<ul style="list-style-type: none"> ● ● ▲ ● ● ●
会 計 監 査	<ul style="list-style-type: none"> ・財務統括部門からの四半期毎決算概況報告の受領と意見交換 ・会計監査人からの監査計画及び期中レビュー結果報告・期末決算監査結果の受領と意見交換 ・会計監査人による事業所往査への同席 ・会計監査人選解任評価の実施 ・会計監査人の監査報酬の検証 ・三様監査（常勤監査役・会計監査人・内部監査部門）の三者での定期的会合の実施 ・監査上の主要な検討事項（KAM）についての協議と検証 	<ul style="list-style-type: none"> ● ● ● ● ● ● ● 	<ul style="list-style-type: none"> ● ● ● ● ●

3. 重点監査項目と活動実績

2025年2月期は、2023年4月に策定した「中期経営計画2025」の2年目にあたり、計画における主要なテーマに関する取り組み状況を監視・検証するとともに前述の「2. 監査活動概況報告」に加え重点監査項目として下記事項を定め活動いたしました。

① グループガバナンス体制の整備・運用状況

当社グループが前年度策定した「中期経営計画2025」並びにリブランディングの一環として定義した企業理念の構造見直しによるパーパス並びに従業員の行動理念としての5つのバリューと新たなコーポレートボイス、加えてグループ行動規範について従業員への理解・浸透状況を事業所等への往査、従業員へのインタビュー等で確認をいたしました。また、海外子会社についても事業所往査等を通じ内部統制整備・運用状況の把握と課題の抽出、並びに、親会社による連結子会社・関連会社への経営支援・監督状況を監視・検証いたしました。その一環としてグループ監査役間の連携強化にも取り組み、定期的な情報交換会、勉強会等を実施してまいりました。

② 中期経営計画進捗状況

中期経営計画の2年目において監査役会としては、3つの重点施策の推進・実行状況並びに戦略上の重点的取り組みである領域開拓、事業モデル変革等に対する投資ガバナンスの有効性について監視・検証いたしました。また、持続的成長を実現するための人的資本経営の推進状況を各重要会議への出席、並びに代表取締役、執行役員との個別面談においてその遂行状況の確認並びに意見交換を適宜実施してまいりました。

③ サステナビリティ経営推進体制の整備・運用状況

当社グループのサステナビリティ経営における推進体制の整備・運用状況を最高サステナビリティ責任者（CSO）より状況を聴取するとともに、適宜意見交換を行いました。特に今年度においては当社グループとして重要なサステナビリティ課題である人権リスクに対する人権デューデリジェンスの実施状況とその結果から対応すべきと定義された課題と対策の妥当性について、取締役会における審議状況を監視・検証し、適宜意見を表明いたしました。

4. 2026年2月期 監査の実効性向上に向けた取り組み

監査役会として当事業年度においても監査役会の実効性評価を実施し、その概要は当社ホームページに開示しております。本実効性評価は2017年2月期より毎事業年度継続して実施しており監査役3名（常勤監査役1名、社外監査役2名）が当事業年度の監査活動を振り返り、監査品質の向上を目的に評価・分析を行い実効性向上のための取り組みを認識したうえで翌事業年度の監査計画へ反映を行っております。全16項目について各監査役が評価を行った後、監査役全員で協議を行った結果、当監査役会は当事業年度の監査活動は「有効に機能しており実効性は認められる」と結論付けました。

また、当監査役会は、2025年2月期の評価結果を受け2026年2月期においては、さらなる実効性の向上に向けた取り組みとして、以下の項目に重点的に取り組む事を全員一致で確認いたしました。

- ① グループガバナンス体制の有効性検証のための監査体制
- ② 財務報告・情報開示の有効性検証のための監査体制
- ③ 重要な法令違反・不祥事対応の有効性検証のための監査体制

引き続き取締役会と協働で会社の監督機能の一翼を努め当社グループの健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を実現し、ステークホルダーからの社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立してまいります。

以 上

(電子提供措置の開始日) 2025年5月2日

**第11回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

**新株予約権等の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
株式会社の支配に関する基本方針
連結注記表
個別注記表
(自 2024年3月1日 至 2025年2月28日)**

株式会社ベルシステム24ホールディングス

新株予約権等の状況

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

	名称	第2回新株予約権
	発行決議日	2015年5月27日
	新株予約権の数	375,766個
	新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
	新株予約権の目的となる株式の数	53,680株 (注) 1
	新株予約権の払込金額	無償
	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	700円 (注) 2
	権利行使期間	自 2015年5月29日 至 2025年5月28日
	行使の条件	(注) 3
役員	当社取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 375,766個 目的となる株式数 53,680株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、375,766を7で除した数の株数（新株予約権1個につき1を7で除した数の株数）になっておりますが、表記上の便宜を考慮し、小数点以下を切り捨てた数を記載しております。

本新株予約権の割当日後に、当社が当社普通株式につき株式分割（無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、付与株式数は以下の算式により調整されるものとします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

本新株予約権の割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うことができます。

上記の調整は当該調整が行われる時点において未行使の本新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われるものとします。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権の保有者に通知します。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知します。

2. 本新株予約権の割当日後、当社普通株式につき以下の①又は②の事由が生じた場合、行使価額をそれぞれ次に定める方法により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げます。

① 株式分割（無償割当てを含む。）又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 割当日後に当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができます。

行使価額の調整を行うときは、当社は調整後行使価額を適用する日の前日までに必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権者に通知します。ただし、適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときには、適用の日以降、速やかに通知します。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の一部行使はできないものとします。

(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、係る新株予約権を行使することができないものとします。

(3) 新株予約権者に割り当てられた新株予約権は、割当日（2015年5月29日）から2018年11月1日までの間に、以下所定のスケジュールに従い、権利が確定しております。

(a) 割当日に25%、その後1年毎に25%累積して行使可能となる方法。

(4) 新株予約権者と当社又はその子会社等との間の雇用関係が終了した場合、新株予約権の取り扱い、以下のとおりとなります。

(a) 新株予約権者による不正行為その他新株予約権割当契約に定める所定の理由以外の理由により雇用関係が終了された場合、最終行使可能日（2025年5月28日）までに限り行使することができます。

(b) 雇用関係の終了が、上記（a）以外の理由に基づくものである場合、新株予約権は直ちに行使不能となります。

(c) 新株予約権者が新株予約権割当契約若しくは発行要項に違反した場合、又は当社若しくはその子会社等との間の競合避止契約等に違反した場合、当社は、当該新株予約権者による新株予約権の行使を制限することができます。

(5) その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めます。

2. 当事業年度中に当社使用人、当社子会社役員及び当社子会社使用人に対し職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めております。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款及び社内規程に従い、重要事項を決定する他、取締役の職務の執行を監督する。また、職務執行の監督機能を強化するため、取締役会には独立した立場の社外取締役を適切に選任し、その役割を明確化する。
- ② 当社は、当社及び子会社の全ての役員及び従業員の一人ひとりが自主的に実践すべき基本的な行動の規範として「ベルシステム24グループ行動規範」（以下、「行動規範」）を定め、重要性を明確化する。当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、行動規範を遵守し、法令遵守の徹底を図る。
- ③ 法令、定款、社内規程及び社会規範（以下、「法令等」）の遵守を含め、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動すること（以下、「コンプライアンス」）を確立するための具体策として、次の措置をとる。
 - i 取締役及び執行役員は、行動規範に従い、法令等の遵守を率先垂範して実践する。また、コンプライアンスの教育プログラムを策定し、取締役、執行役員及び使用人を対象に教育や研修を実施することで、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提になることを徹底する。
 - ii 当社及び子会社のコンプライアンス体制を構築、維持するための統括責任者として、最高コンプライアンス責任者（CCO）を任命する。最高コンプライアンス責任者は、コンプライアンス体制を当社及び子会社に徹底、定着させるために設置するコンプライアンス委員会の委員長として、コンプライアンス体制の浸透を図る。
 - iii 取締役及び執行役員は、コンプライアンス違反に関する内部通報制度である「企業倫理ホットライン」として、社内主管部門及び社外弁護士によるものの他、経営陣から独立した常勤監査役による窓口を開設し、当社及び子会社の全ての取締役、執行役員及び使用人に周知する。取締役及び執行役員は、内部通報制度の運用にあたっては、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。

- iv 監査部は、当社及び子会社における業務の執行が法令等に従い適正かつ効率的であるかを内部監査し、その結果を随時取締役、最高リスク責任者（CRO）及び執行役員に報告する。
- v 取締役及び執行役員は、内部通報制度や内部監査等を通じて、当社又は子会社に重大な影響を及ぼすおそれのあるコンプライアンス上の問題が発見された場合には、速やかに再発防止策を策定し、これを周知徹底する。
- vi 取締役、執行役員及び使用人は、行動規範及び「ベルグループ反社会的勢力対策基本規程」に従い、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、取引関係を含めて一切の関係を持たない社内体制を整備するとともに、関係を求められ、又は不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で臨み、断固として要求を拒否する。
- vii 取締役、執行役員及び使用人は、行動規範及び「贈収賄・腐敗の防止に関する基本方針」に従い、日本をはじめ事業を行う各国・各地域における贈収賄防止法令等を遵守し、公務員等に対し直接・間接を問わず不正な利益供与を一切行わず、透明性のある誠実な行動で事業を行う。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、重要な会議の議事録、稟議その他の取締役の職務の執行に係る情報については、「情報管理基本規程」及び「文書管理規程」に基づき、経営企画部及び法務・コンプライアンス部が適正に保存、管理するとともに、必要に応じてその運用状況の検証及び該当する規程類の見直しを行う。

取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント部を主管として、当社及び子会社（総称して以下、「当社グループ」）による経営戦略の遂行に伴う過去・現在・将来のリスクを統合的に管理することで、健全な経営判断を実現し、もって持続的に企業価値を向上させることを目的として、当社グループの全社的リスクマネジメント（E R M）体制を構築する。
- ② 当社グループにおけるリスクの統括管理責任者として、C R Oを任命する。C R Oは第2線によるリスク管理の統括的責任者としてリスクマネジメント委員会を開催、運営し、当社グループのリスクを統括的に管理する。
- ③ C R Oは、経営戦略上のリスクを網羅的に把握し、事前に効果的な措置を講じることを目的として、毎年、経営リスクアセスメントを実施し、トップリスクを抽出・評価し、その対応策を策定し、その結果を取締役に報告する。
- ④ 当社は、個人情報を含む機密情報の流出・漏洩については、これを未然に防止するために、最高情報セキュリティ責任者（C I S O）及び最高個人情報保護責任者（C P O）を任命し、その指示の下、法務・コンプライアンス部を主管として、情報保護体制を構築するとともに、その維持・運用を取締役、執行役員及び使用人に対して浸透させる活動を推進する。
- ⑤ 当社は、サイバー攻撃によるインシデント発生時における迅速な対応を実現するために、最高情報責任者（C I O）の配下に専門組織としてComputer Security Incident Response Team（C S I R T）を設置し、これにあたる。また、C I OはC R Oへ報告を行い、情報漏洩・改ざん、個人情報保護、サイバー攻撃、システム・業務停止、技術トレンドに関するリスクの把握や対応を行う。
- ⑥ 当社は、サステナビリティを推進していくため、最高サステナビリティ責任者（C S O）を任命する。C S Oは、サステナビリティ推進委員会を年1回以上開催し、人権・気候変動・労働安全等のサステナビリティ関連リスクの把握、対応方針の検討、施策の立案及び管理体制の浸透にあたり、その内容を取締役会へ報告する。また、C R Oへも報告を行い、リスクの具体的な把握や対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲することで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- ② 当社は、「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、職務権限及び分掌する業務を明確にすることで取締役の職務執行の効率化を確保する。
- ③ 当社は、執行役員及び使用人による職務の執行が効率的に行われることを確保するために「稟議規程」及び「経費支出決裁規則」を定める。
- ④ 当社は、職務権限の委譲により意思決定のプロセスを簡素化し、意思決定の迅速化を図る一方で、重要な事項の決定については、取締役会、社長執行役員の諮問機関である経営会議その他の経営層が出席する会議体における合議又は諮問を経ることで、より慎重な意思決定を行い、もって適正かつ効率的な職務の執行を行う。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループにおける内部統制システム上の課題を検討し、対応策などを決定・推進する組織として、事業管理部を管掌する執行役員を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、当社グループにおける内部統制システムの持続的な構築及び運用を図る。

- ① 子会社の取締役等（取締役、執行役員その他これらに相当する者をいう）及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、「グループ会社管理規程」を定め、子会社各社の自主性を尊重することを旨としつつも、当社グループとして必要なガバナンス体制の構築・維持のため、子会社における経営上の重要事項については、当社の承認又は当社への報告を要するものとするとともに、子会社の取締役等及び使用人による職務の執行状況、業績、財務状況その他の経営に大きな影響を及ぼす重要課題の報告を定期又は不定期に受ける。また、子会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役等若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかにその内容を当社の取締役及び執行役員に報告する。なお、関連会社については、関連会社の独立性を尊重しつつ、出資目的、出資比率、他の株主との関係に加えて、国外における関連会社にあつては、当該国の法令・慣習の違い等を総合的に勘案し、本方針の段階的な導入を図る等、適切な体制整備を図る。

- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

上記「(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」に記載のとおり。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社との間の経営指導契約又は業務委託契約に基づき、管理部門を中心に子会社の経営管理及び経営指導を行い、職務執行の効率化及び適正化を図る。

- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i 当社は、法令遵守の考えを行動規範において明らかにするとともに、これを子会社の取締役等及び使用人にも周知することで、法令遵守の徹底を図る。

ii 当社におけるコンプライアンスを確立するための具体策は、子会社においても実践するものとし、これにより子会社におけるコンプライアンスの推進を図る。

(6) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、財務報告に係る内部統制システムの体制構築及び整備を推進する。また、その仕組みが有効に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関連法令等に対する適合性を確保する。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役に直属する補助使用人を1名以上置く。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 前号の補助使用人の任命、異動、人事評価及び懲戒処分については、事前に監査役と協議を行い、その同意を得る。
- ② 前号の補助使用人への指揮命令は、監査役が行うものとし、補助使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- ③ 取締役、執行役員及び使用人は、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び執行役員は、定期的にその職務の執行状況及び経営に大きな影響を及ぼす重要課題を取締役会の他、監査役が出席する重要な会議において監査役に報告するとともに、重要な影響を及ぼすおそれのある決定の内容については、その都度速やかに監査役に報告する。
- ② 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
- ③ 子会社の取締役、執行役員及び使用人から、経営に大きな影響を及ぼす重要課題、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役、執行役員若しくは使用人による不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実の報告を受けた者は、速やかに監査役にその内容を報告する。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを受けないことを明確にするとともに、その旨を当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人に周知徹底する。
- ② 監査役は、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒処分等に関して、取締役及び執行役員にその理由の説明を求めることができる。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役職務の執行について生ずる費用の負担に充てるため、事業年度ごとに監査役計画する予算を計上する。
- ② 前号の予算外のものであっても、監査役がその職務執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務執行について生じたものでないことを明らかにできる場合を除き、速やかにこれに応じる。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要と判断した場合には、当社及び子会社の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。また、監査役は、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人と定期的に情報交換を行い、又は必要に応じていつでも報告を求めることができる。
- ② 当社及び子会社の業務執行にあたる取締役、執行役員及び使用人は、監査役から業務執行や財産の状況に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行う。また、監査役は、必要に応じて当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人にヒアリングを実施し、又は必要とする資料を閲覧する機会を与えられる。監査役が子会社調査権に基づき子会社の業務執行や財産の状況を調査する場合、当該子会社の取締役、執行役員及び使用人は迅速かつ的確に対応する。
- ③ 監査役は、監査部をはじめとする、当社及び子会社の関係部門と適宜情報交換を行い、必要に応じて報告を求めることができる。
- ④ 監査役は、会計監査人との緊密な連携を保ち、会計監査人から年度計画に基づく報告及び随時の報告を受ける。
- ⑤ 監査役は、必要に応じて当社の費用負担により、弁護士、公認会計士その他の外部専門家の助言を受けることができる。
- ⑥ 取締役、執行役員及び使用人は、監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき監査役の監査活動が実効的に行われるよう、協力体制を確保する。
- ⑦ 監査役は、定期的な会合を設けて、会計監査人及び監査部との三様監査の連携強化を図る。
- ⑧ 監査部は、監査役に監査計画、監査結果、リスク情報等の報告・共有を行い、監査の効率性と実効性の向上を図る。
- ⑨ 監査部は、監査役からの調査の指示・依頼があったときは、監査役による監査活動が効率的に行われるよう、これに協力する。
- ⑩ 監査役は、監査部長の任免及び懲戒処分について、事前に報告を求めることができるとともに、意見を述べるができる。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当連結会計年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

「ベルシステム24グループ行動規範」を制定しており、取締役及び使用人による職務執行がこれに則って行われるよう、グループ全社の役職員を対象としたe-learningによるコンプライアンス研修及びコンプライアンスに関する他社の重大事例の共有による同一事例の発生を抑止する目的のための情報発信を継続して実施しております。また、当連結会計年度においては、JISQ15001の改正に伴い、個人情報保護に関する社内規程の見直しを行い、適切な管理体制を整備しております。

最高コンプライアンス責任者（CCO）を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、当連結会計年度においても四半期に1回開催いたしました。コンプライアンス委員会には、常勤監査役も出席し、グループ全社のコンプライアンスの状況が集約・分析され、コンプライアンス上の課題を把握したうえで、その対応策の策定と指示を行う等、継続的な改善に向けた取り組みの監督と支援を行っております。

監査部は、情報セキュリティを含むコンプライアンスについて、当社及び子会社を監査し、その結果を取締役、執行役員及び常勤監査役に報告しております。

取引先との取引にあたっては、その契約書等に反社会的勢力の排除に関する条項の記載を行うこととしている他、「ベルグループ反社会的勢力対策基本規程」に基づき取引先の確認を行い、反社会的勢力と取引を行わないこととしております。また、加盟している「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」等の関係機関との連携も図っております。

(2) 情報の保存及び管理

取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等の社内規程に基づき、定められた期間において適正に保存、管理するとともに、取締役及び監査役はいつでも閲覧可能な状態に置いております。

(3) リスク管理

当連結会計年度においては、経営リスクマネジメントのさらなる高度化を図るため、最高リスク責任者（CRO）を委員長とするリスクマネジメント委員会を2回開催いたしました。リスクマネジメント委員会では、マテリアリティを起点として、当社グループの健全で持続的な成長の達成の妨げとなる経営リスクを考慮した経営リスクアセスメントの結果を分析し、抽出された各リスクを適切に管理することとしております。その管理の一環として、当社グループにおける重点リスクを議論し、重点リスクの更新を行うとともに、重点リスクのうち、取締役会が特に注力を必要とするトップリスクを選定しております。また、この経営リスクアセスメントの結果及び海外子会社で発生したセキュリティインシデントへの対応のため、外部の専門家を交えて情報リスクに関しての重大事象を想定した際の不備について検証し、必要な対策を講じております。

(4) 職務執行の効率性の確保

当社は執行役員制度を導入し、取締役会の専決事項を除く取締役の職務執行の権限を執行役員に委譲しております。なかでも経営上の重要事項については、原則週1回の頻度で開催される、執行役員で構成し、常勤監査役も出席する経営会議における議論・検討を経て決定することにより、意思決定の適正性を担保しつつ、機動的な意思決定を行い、職務執行の効率性を確保しております。また、当連結会計年度においては、経済産業省が公表している「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」において示されている「取締役会の在り方」を踏まえ、取締役会の監督機能の強化等を図るとともに、取締役会において中長期的な経営課題の審議の充実が行われるようにするため、社長執行役員に権限を委譲することが可能と判断した取締役会の決議事項を経営会議へ委譲し、取締役会に対して報告すべき事項について改定いたしました。

(5) グループ会社管理

「グループ会社管理規程」に基づき、グループ会社の経営上の重要事項について、承認を行い、又は報告を受けるとともに、定期的にグループ会社の経営状況の報告を受ける機会を設け、これらを通じてグループ会社の経営の管理・監督を行うことで、グループ経営としての効率性、実効性を確保しております。

また、監査役は、グループ会社の監査役との監査役連絡会を当連結会計年度においては2回開催するとともに、随時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行う等緊密な連携を図っております。

なお、当連結会計年度においては、当社グループにおける内部統制システム上の課題を検討し、対応策等を決定・推進する組織である内部統制委員会を3回開催し、当社グループにおける内部統制システム上の課題について、議論及び検討を行いました。

(6) 財務報告の信頼性等の確保

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規則」に基づき、内部統制の整備及び評価に関する年度計画を策定のうえ、会計監査人と連携を図りながら監査部が整備及び運用状況の独立性評価を実施し、その有効性を取締役会に報告しております。

(7) 監査役の監査

監査役は、取締役会への出席並びに常勤監査役による経営会議その他の重要な会議への出席、重要な書類の閲覧及び取締役・執行役員・使用人から適宜報告を受けることを通じて、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況の確認を行い、必要に応じて意見を表明しております。さらに社外取締役との連携強化の一環として社外取締役は監査役会へ陪席し、当社の事業リスクや詳細な経営執行状況を理解するとともに両方で適宜意見交換を行っております。

監査部をはじめ、当社及び子会社の関係部門と定期的な情報交換を行うとともに、報告を受け、必要に応じて資料の提出及び説明を求めています。

会計監査人とは、定期及び随時に会合を持ち、報告を受けるとともに、適宜意見交換を行う等緊密な連携を図っております。

また、常勤監査役、監査部及び会計監査人は、監査の実効性の向上を図るため、監査情報の共有や意見交換を目的とした三者での定期的な会合を持つなど、三様監査の連携を行っております。

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」については、特に定めておりません。一方で、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社の名称

株式会社ベルシステム24

株式会社スカパー・カスタマーリレーションズ

Horizon One株式会社

BELLSYSTEM24 VIETNAM Inc.

鈴華股份有限公司

株式会社シンカー

株式会社ベル・ソレイユ

当連結会計年度において、株式会社スカパー・カスタマーリレーションズの株式を新たに取得したことにより、また、鈴華股份有限公司については、新たに設立したことにより、それぞれ連結の範囲に含めております。連結子会社であったCTCファーストコンタクト株式会社については、株式の一部を譲渡したことにより、同社への支配を喪失したため、連結の範囲から除外し共同支配企業として持分法適用の範囲に含めておりません。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の数 3社

持分法を適用した関連会社及び共同支配企業の名称

CTCファーストコンタクト株式会社

株式会社TBネクストコミュニケーションズ

True Touch Co., Ltd.

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i 非デリバティブ金融資産

当社グループは、営業債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

非デリバティブ金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりであります。

1) 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合に償却原価で事後測定しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有している場合
- ・契約条件が、特定された日に元本及び元本残高に係る利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせる場合

償却原価で測定する金融資産は、公正価値に当該金融資産に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失累計額を控除しております。

2) 償却原価で測定する金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産の予想信用損失について、損失評価引当金を認識しております。損失評価引当金の認識にあたっては、四半期毎に金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方、金融商品に係る予想信用損失が当初認識以降著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権、契約資産については、常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失の金額は、当社グループに支払われるべき契約上のキャッシュ・フローの総額と、当社グループが受け取ると見積る将来キャッシュ・フローの差額を現在価値として測定し、純損益として認識しております。損失評価引当金を減額する事象が生じた場合は、損失評価引当金戻入額を純損益で認識しております。

3) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品に対する投資を除く金融資産で上記の償却原価で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。

資本性金融商品に対する投資は、公正価値で測定し、その変動を純損益で認識しております。ただし、当社グループが当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（撤回不能）を行う場合は、この限りではありません。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に純損益で認識しております。

4) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは当初認識時に、資本性金融商品に対する投資における公正価値の変動をその他の包括利益で認識するという選択（撤回不能）を行う場合があります。当該選択は、売買目的以外で保有する資本性金融商品に対してのみ認められております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値に、取得に直接起因する取引費用を加算した金額で当初認識しております。当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産で生じた利得（損失）」として、その他の資本の構成要素に含めております。

資本性金融商品の認識を中止した場合、その他の資本の構成要素の残高は直接利益剰余金に振り替え、純損益では認識しておりません。

ii 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産については、四半期毎に減損の兆候の有無を判定しております。減損の兆候が存在する場合、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず、少なくとも年に1度、毎年同じ時期に、減損テストを実施しております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としております。使用価値の算定において、将来見積キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて、現在価値に割り引いております。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループから、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

のれんの資金生成単位については、のれんが内部報告目的で管理される単位に基づき決定しますが、原則として各社又は事業を資金生成単位としております。

全社資産は、独立したキャッシュ・フローを生み出していないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に、純損益で認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減損するように配分し、次に資金生成単位内の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

のれんに関連する減損損失については、戻し入れを行っておりません。過去に認識したその他の資産の減損損失については、四半期毎に、損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損損失については、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費又は償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として、戻し入れを行っております。

② 重要な有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却方法

i 有形固定資産（使用権資産を除く）

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示されております。取得原価には資産の取得に直接起因する費用、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれております。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しております。

有形固定資産の構成要素の耐用年数が構成要素毎に異なる場合は、それぞれ別個の有形固定資産項目として計上しております。

減価償却費は、償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得原価から残存価額を差し引いて算出されております。

減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数に基づき定額法にて実施しております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2年～41年
- ・工具、器具及び備品 2年～20年

減価償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末毎に見直しを行い、必要に応じ改定をしております。

ii 無形資産（使用権資産を除く）

1) のれん

のれんは、取得当初において、移転対価と非支配持分として認識された金額及び以前に保有していた資本持分の総額が、識別可能な取得資産及び引受負債の純額を超過した差額として測定されます。取得した純資産の公正価値が移転対価等の総額を上回る場合、当社グループは、全ての取得資産及び引受負債を正しく識別しているかを再検討し、取得日時時点で認識した金額を測定するために用いた手続を見直しております。再検討を行ってもなお、取得した純資産の公正価値が移転対価の総額を上回る場合には、その超過額を利得として純損益に認識しております。

資産計上したのれんは、取得原価から減損損失累計額を控除して測定しております。

2) ソフトウェア

当社グループは、主として内部利用目的のソフトウェアを購入又は開発するための特定のコストを支出しております。新しい科学的又は技術的知識の獲得のために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用化しております。開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能であり、技術的に実行可能であり、将来の経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合にのみ、ソフトウェアとして認識しております。

資産計上したソフトウェアは、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

3) 顧客関連資産

当社グループは、企業結合により取得し、のれんとは区分して認識した顧客関連資産を取得日の公正価値で計上しております。

資産計上した顧客関連資産は、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

4) その他の無形資産

当社グループが取得したその他の無形資産で有限の耐用年数が付されたものについては、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。

5) 償却

償却費は、資産の取得原価に基づいております。無形資産の償却は、当該資産が使用可能な状態になった日から見積耐用年数に基づき定額法にて実施しております。なお、耐用年数を確定できない無形資産はありません。

主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・顧客関連資産 6年～14年

償却方法、耐用年数及び残存価額は、連結会計年度末毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

iii 使用権資産

当社グループは、原則として全てのリースについて、リース期間にわたり原資産を使用する権利である使用権資産を認識しております。契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実質に基づき判断しております。

使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で表示しております。使用権資産の取得価額には、リース負債の当初測定額に前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを含めております。使用権資産は、リース期間にわたり定期的に減価償却を行っております。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料総額をリース期間にわたり定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより純損益に認識しております。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識されます。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合、引当金は、当該負債に特有のリスクを反映させた現在の税引前割引率を用いて割り引かれます。割引計算が行われる場合、時の経過による引当金の増加は金融費用として認識されます。

④ 従業員給付

i 確定拠出年金制度

当社グループの従業員を対象に確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した事業体に拠出し、その拠出額以上の支払いについては法的又は推定債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型の退職後給付制度に係る費用は、従業員が拠出額に対する権利を得る勤務を提供した時点で費用として認識しております。

ii 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で純損益として認識しております。賞与の支払及び有給休暇費用については、法的、若しくは推定的な債務を有し、信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

iii その他の長期従業員給付

退職後給付以外のその他の長期従業員給付に対する債務は、従業員が各連結会計年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を現在価値に割り引くことによって算定しております。

⑤ 顧客との契約から生じる収益

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループの主な事業である、CRM事業におけるコンタクトセンターサービス等の役務提供サービスについては、契約に基づきサービスが提供される期間及び実績業務時間に基づいて収益認識しております。当該サービスは、主として提供したサービスの時間数に応じて対価を請求するサービス契約であることから、請求する権利を有している金額で収益認識しております。顧客から受け取る配送費及び交通費等については、代理人としての性質が強いと判断されるため、収益に関連する原価と相殺のうえ、純額にて表示しております。

なお、返品及び返金の義務並びにその他の類似の義務、製品保証及び関連する義務に重要なものはありません。

⑥ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

i 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。

換算又は決済により生じる為替差額は、純損益で認識しております。ただし、非貨幣性項目に係る利益又は損失がその他の包括利益で認識される場合は、為替差額もその他の包括利益で認識しております。

ii 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レート、収益及び費用については期中の平均為替レートで機能通貨に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算により生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識し、累計額はその他の資本の構成要素に含めております。在外営業活動体が処分される場合は、当該在外営業活動体に関連した為替換算差額の累計額を純損益へ振り替えております。

2. 会計上の見積りに関する注記

I F R S に準拠した連結計算書類を作成するに当たり、当社グループの経営者は収益、費用、資産及び負債の報告金額及びその開示並びに偶発負債の開示に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されています。これらの仮定及び見積りに関する不確実性により、将来の期間において資産又は負債の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

当社グループでは、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行っております。これらの見積り及び仮定は、過去の経験及び利用可能な情報を収集し、決算日において合理的であると考えられる様々な要因を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかし、現在の状況と将来の展開に関する仮定は、当社グループにとって統制不能な市場の変化又は状況により変化する可能性があります。こうした仮定の変更は、変更が行われた時点で反映しております。

当社グループの会計方針を適用する過程において、連結計算書類で認識される金額に最も重要な影響を与える経営者の判断は、以下のとおりであります。

各連結会計年度末における将来の不確実性に関する主要な仮定は、翌連結会計年度において資産及び負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすリスクを有しており、これらのリスク要因については、以下に記載しております。

(1) のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん

(株)ベルシステム24 (CRM事業)	93,193百万円
BELLSYSTEM24 VIETNAM Inc.	948百万円
その他	510百万円
合計	<u>94,651百万円</u>

減損損失

(株)ベルシステム24 (コンテンツ事業)	1,012百万円
BELLSYSTEM24 VIETNAM Inc.	555百万円
合計	<u>1,567百万円</u>

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループが計上するのれんは、減損の兆候の有無に関わらず、年に1度減損テストを実施しております。のれんの回収可能価額は、主に予測成長率を含む将来キャッシュ・フロー予測や割引率を組み合わせて算定しております。当該算定に当たっては、当社グループの経営者による市場環境を考慮した判断及び仮定を前提としており、前提とした状況が変化すれば、回収可能価額の算定結果が著しく異なる結果となるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

資産又は資金生成単位は、その帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に減損しているものとみなされます。回収可能価額は割引キャッシュ・フロー・モデルに基づき算定しております。将来キャッシュ・フローは取締役会又は経営者が承認した翌年度又は今後3年間の事業計画に基づいており、これには当社グループがまだ確約していないリストラクチャリングや、減損テストの対象となっている資金生成単位に含まれる資産のパフォーマンスを高めるであろう将来の重要な投資は含まれておりません。なお、回収可能価額は、割引キャッシュ・フロー・モデルで使用される売上収益の予測、予測成長率及び割引率によりその金額が大きく左右されます。

・CRM事業（㈱ベルシステム24）

のれんの減損テストにおける回収可能価額は、使用価値に基づいて算定しております。使用価値は、取締役会が承認した翌連結会計年度の事業計画を基礎に予測成長率2.0%を使用して算出した将来キャッシュ・フローの見積額を割り引くことにより算定しております。使用価値の算定に最も影響を及ぼす仮定は、CRM事業における売上収益の予測であり、この仮定は過去の経緯を反映させ、外部機関により公表されている業界成長率等も勘案し策定しております。CRM事業のおかれているCRMアウトソーシング市場をはじめとする各事業の市場は、堅調に拡大しております。

こうした市場環境において、当社グループでは①過年度に獲得した新規顧客が継続業務のベースに加わること、②伊藤忠商事㈱やTOPPAN㈱の多様な企業ネットワークを活用した新規顧客を獲得することを計画しております。

・CRM事業（BELLSYSTEM24 VIETNAM Inc.）

のれんの減損テストにおける回収可能価額は、使用価値に基づいて算定しております。使用価値は、経営者が承認した3年間の事業計画を基礎に予測成長率3.1%を使用して算出した将来キャッシュ・フローの見積額を割り引くことにより算定しております。使用価値の算定に最も影響を及ぼす仮定は、CRM事業における売上収益の予測であり、この仮定は過去の経緯を反映させ、ベトナムの経済成長率も勘案し策定しております。事業計画については、当社グループ及び伊藤忠商事㈱やTOPPAN㈱の多様な企業ネットワーク活用等により新規顧客を獲得することを計画しております。

・その他事業（㈱ベルシステム24 コンテンツ事業）

のれんの減損テストにおける回収可能価額は、使用価値に基づいて算定しております。使用価値は、取締役会が承認した翌連結会計年度の事業計画を基礎に予測成長率0%を使用して算出した将来キャッシュ・フローの見積額を割り引くことにより算定しております。使用価値の算定に最も影響を及ぼす仮定は、主に占いコンテンツ及びウェザーコンテンツにおける売上収益の予測であり、これらの仮定は、過去の経緯を反映させ、今後見込まれる会員数の増加とそれに伴うコンテンツ利用及び広告関連施策の取り組み等を反映しております。

なお、各資金生成単位における事業計画が対象としている期間を超える期間のキャッシュ・フローを予測するために用いられた成長率は、資金生成単位の属する国、産業の状況を勘案して決定した成長率を用いており、資金生成単位が活動する産業の長期平均成長率を超えておりません。

また、継続価値の算定に使用した割引率は、税引前の数値であり、関連する各資金生成単位事業の特有のリスクを反映しております。割引率は、独立鑑定人の支援を受けて算定しており、各資金生成単位の類似企業を基に、市場利子率、資金生成単位となる各社の規模等を勘案して決定しております。

当連結会計年度において、直近の業績を踏まえ、将来の事業計画を見直した結果、回収可能価額が帳簿価額を下回ったことから、CRM事業セグメントに属するBELLSYSTEM24 VIETNAM Inc.におきまして555百万円及びその他事業セグメントに属する(株)ベルシステム24 コンテンツ事業におきまして1,012百万円の減損損失をそれぞれ計上しております。

当該減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれております。経営者はその他の各資金生成単位について、減損は生じていないと判断しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	3,174百万円
繰延税金負債	187百万円
繰延税金資産純額	<u>2,987百万円</u>

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社グループの経営者による主観的な判断や仮定を前提としております。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。

繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり、当社グループは、同資産の一部又は全部が回収されない蓋然性の検討を行っております。同資産が最終的に回収されるか否かは、これらの一時差異等が、将来それぞれの納税地域における納税額の計算上、課税所得の減額あるいは税額控除が可能となる連結会計年度において、課税所得を計上するか否かによります。当社グループは、繰延税金資産の回収可能性の評価において、繰延税金負債の振り戻しの予定及び予想される将来の課税所得を考慮しております。これらの諸要素に基づき当社グループでは、認識された繰延税金資産が回収される蓋然性は高いと判断しております。

(3) 使用権資産のリース期間及びリース負債の測定

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

その他の短期金融負債	6,009百万円
その他の長期金融負債	17,931百万円
リース負債 合計	<u>23,940百万円</u>

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

リース期間は、将来の契約更新時の交渉の結果等により、使用権資産及びリース負債等に重要な影響を及ぼす可能性があります。リース期間については、リースの解約不能期間に延長することが合理的に確実である期間及び解約しないことが合理的に確実な期間を加えた期間を考慮して決定しております。具体的には、リース期間を延長又は解約するオプションの有無及び行使の可能性、解約違約金の有無等を考慮のうえ、リース期間を見積っております。

また、経済状況の変動等によりリース料を割り引く借手の追加借入利率に重要な変動があった場合、翌連結会計年度以降において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があるため、当社グループでは当該見積りは重要なものであると判断しております。借手の追加借入利率については、国債等のリスクフリーレートに信用リスクを加味した方法又は直近の金融機関からの借入利率を用いる方法等により算定しております。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(有形固定資産の耐用年数及びリース期間の変更)

当連結会計年度において、一部賃借オフィスの解約を決定したことに伴い、建物及び構築物（有形固定資産）等の耐用年数及び使用権資産（有形固定資産）のリース期間の見積りを変更しております。

この見積りの変更により、有形固定資産及びその他の長期金融負債がそれぞれ1,269百万円減少、また、当連結会計年度の営業利益及び税引前利益はそれぞれ348百万円減少しております。

(資産除去債務の見積り額の変更)

当連結会計年度において、各オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たに入手可能となった原状回復費用の情報に基づき見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、有形固定資産及び引当金（非流動負債）がそれぞれ347百万円増加しております。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権	84百万円
------	-------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	45,322百万円
--------	-----------

(3) 財務制限条項

当社の借入金にかかる契約のうち、一部の契約（2025年2月28日現在の借入残高36,350百万円）には主に以下の財務制限条項が付されております。

- i 連結会計年度末及び中間連結会計期間末における連結純資産を直前の連結会計年度末及び中間連結会計期間末のいずれか高い金額の75%超とすること。
- ii 連結会計年度及び中間連結会計期間において、2期連続で連結営業損失、連結税引前損失、連結当期損失とならないようにすること。

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 73,753,310株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月24日 定時株主総会	普通株式	資本 剰余金	2,213 百万円	30円	2024年2月29日	2024年5月27日
2024年10月9日 取締役会	普通株式	資本 剰余金	2,213 百万円	30円	2024年8月31日	2024年11月12日

(注) 1. 2024年5月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金7百万円が含まれております。

2. 2024年10月9日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年5月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を以下のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月29日 定時株主総会	普通株式	資本 剰余金	2,213 百万円	30円	2025年2月28日	2025年5月30日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が所有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式 823,065株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用については、信用リスク、市場リスク、流動性リスク等の各種リスクを十分考慮した元本の安全性確保及び資金の効率的活用を取り組み方針としております。また、資金調達についてはその時々を経済環境等の要因を勘案し、直接金融や間接金融等の調達手段の中から最適と考えられる調達手段を選択していくことを取り組み方針としております。

① 信用リスク

1) 金融商品に係る信用リスクの概要

信用リスクとは、金融商品契約又は顧客契約上の相手方がその債務を履行せず、財務上の損失を被るリスクであります。当社グループは、営業活動から生じる信用リスク（主に営業債権、敷金及び保証金）と、銀行及び金融機関への預金、その他の金融商品を含む財務活動から生じる信用リスクにさらされております。

当社グループは、事業に必要な設備投資資金及び短期的な運転資金を主に自己資金と銀行等金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するための利用に限定し、投機的な取引を行わない方針であります。

営業債権の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

2) 金融商品に係る信用リスクの管理体制

営業債権の顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿って法務・コンプライアンス部で取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先毎の残高管理及び財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握を行うことにより、貸倒リスクの軽減を図っております。連結子会社についても、当社グループの与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。

3) 信用リスクに対するエクスポージャー

連結財政状態計算書に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。

② 市場リスク

1) 金融商品に係る市場リスクの概要

当社グループの活動は、主に経済環境・金融市場環境が変動するリスクにさらされております。金融市場環境が変動するリスクとして、具体的には為替変動リスク、金利変動リスク及び価格変動リスクがあります。

当社グループが行う外貨による取引は限定的であるため、為替変動リスクの影響は軽微であります。

当社グループにおいて、主要な金融負債は金融機関からの借入であり、このうち変動金利による借入は、金利変動リスクにさらされております。

当社グループが保有する金融資産のうち、市場リスクにさらされているものは、主として投資有価証券がありますが、保有する上場株式は少額なため価格変動リスクの影響は軽微であります。

2) 金融商品に係る市場リスクの管理体制

借入金は、運転資金（主として短期）及び企業再編のための資金（長期）であります。短期借入金及び長期借入金ともに借入条件を適宜見直し、金利変動リスクの低減を図っております。

③ 流動性リスク

1) 金融商品に係る流動性リスクの概要

流動性リスクとは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するに当たり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクであります。

2) 金融商品に係る流動性リスクの管理

当社グループは、主に借入金により資金を調達しておりますが、資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。なお、流動性リスクに備えるため、当社グループは、国内の大手金融機関との間でコミットメントライン契約及び当座貸越契約（いずれも短期借入枠）を締結しております。

(2) 金融商品の公正価値に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、帳簿価額と公正価値が近似している金融商品については、注記を省略しております。

(単位：百万円)

区分	連結財政状態 計算書計上額	公正価値	差額
(金融資産)			
その他の長期金融資産			
敷金及び保証金	5,761	5,653	△108
有価証券 (資本性金融商品及び負債性金融商品)	1,578	1,578	—
資産計	7,339	7,231	△108
(金融負債)			
借入金			
1年内返済予定の長期借入金	14,999	15,000	1
長期借入金	23,247	23,250	3
非支配持分に係る売建プット・オプション	498	480	△18
負債計	38,744	38,730	△14

上記の公正価値の算定方法は、以下のとおりであります。

① 敷金及び保証金

償還時期を見積り、安全性の高い長期債券の金利を使用した将来キャッシュ・フローの現在価値により算定しております。

② 有価証券 (資本性金融商品及び負債性金融商品)

以下「(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項」に記載しております。

③ 1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金は、同様の契約条項での市場金利を使用した将来のキャッシュ・フローの現在価値により算定しております。

④ 非支配持分に係る売建プット・オプション

行使時期を見積り、信用リスク等を反映した割引率を使用した将来キャッシュ・フローの現在価値を公正価値としております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、公正価値ヒエラルキーは以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプット

レベル3：観察可能でないインプット

公正価値に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値測定の全体において重要な最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。また、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点で発生したものと認識しております。

資本性金融商品及び負債性金融商品

取引所に上場されている銘柄は、取引所における相場価格を公正価値に使用しております。このうち、取引が頻繁に行われている活発な市場での相場価格が入手できるものはレベル1に分類しております。

非上場銘柄は、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、類似会社の市場価格に基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法（株式発行会社の純資産に基づき、時価評価により修正すべき事項がある場合は修正した金額により、企業価値を算定する方法）のうち、最適な方法を用いて公正価値を算定しております。これらは、割引率、評価倍率及び当該投資先が保有する主要資産の定量的情報等の外部より観察不能なインプット情報を総合的に考慮し、公正価値を測定したうえで、レベル3に分類しております。

償却原価で測定する金融資産及び金融負債

重要なインプットが直接又は間接に観察可能である償却原価で測定する金融資産及び金融負債は、レベル2に分類しております。

① 経常的に公正価値で測定する金融商品に関するヒエラルキー別分類

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
資本性金融商品	12	—	1,178	1,190
負債性金融商品	—	—	388	388

(※) 当連結会計年度においてレベル1、2及び3の間の振替はありません。

レベル3に分類された金融商品の変動は、以下のとおりであります。

期首残高	1,280百万円
純損益	△81百万円
その他の包括利益	△334百万円
利得及び損失合計	△415百万円
購入	701百万円
売却	—百万円
期末残高	1,566百万円

(※) 純損益に認識した利得又は損失は、連結損益計算書の「金融収益」又は「金融費用」に含めております。

レベル3に分類された主な金融商品に関する定量的情報は、以下のとおりであります。

区分	公正価値 (百万円)	評価技法	重要な観察不能 インプット	インプット値の 加重平均
資本性金融商品	1,030	割引キャッシュ・フロー 一法	割引率	8.72%
資本性金融商品	100	類似会社の市場価格に 基づく評価技法	PSR倍率	9.3倍
負債性金融商品	388	純資産価値に基づく評 価技法	—	—

(※) 非上場株式の公正価値測定で用いた重要な観察不能インプットは、割引率及びPSR倍率であります。割引率の著しい増加（減少）は、公正価値の著しい低下（上昇）を生じることとなります。また、PSR倍率の著しい増加（減少）は、公正価値の著しい上昇（低下）を生じることとなります。

② 公正価値で測定されない金融商品に関するヒエラルキー別分類

金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それら項目に関する情報は以下の表には含まれておりません。

	レベル1	レベル2	レベル3	(単位：百万円) 合計
金融資産				
敷金及び保証金	—	5,653	—	5,653
金融負債				
長期借入金	—	38,250	—	38,250
非支配持分に係る売建 プット・オプション	—	—	480	480

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から認識した収益	
CRM事業	143,196百万円
その他	411百万円
合計	<u>143,607百万円</u>

(2) 契約残高

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	19,270百万円	19,090百万円
受取手形	5百万円	－百万円
貸倒引当金	△80百万円	△84百万円
合計	<u>19,195百万円</u>	<u>19,006百万円</u>
契約資産	－百万円	－百万円
契約負債	763百万円	470百万円

② 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権は無利息であり、通常30日から120日の間で決済されます。約束した対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。

③ 貸倒引当金

当社グループは、営業債権の予想信用損失に対する損失評価引当金として貸倒引当金を設定しております。当社グループにおける営業債権の信用度の管理及び測定方法の詳細については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等(4) 会計方針に関する事項 ①重要な資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

④ 契約資産

当社グループが収益を認識したにも関わらず、契約条件等により残存履行義務を充足するまで顧客に請求できない場合は、対価に対する権利を契約資産として認識し、支払に対する権利が無条件になった時点で債権に振り替えております。なお、当連結会計年度において、契約資産の残高はありません。

⑤ 契約負債

一部の顧客については、信用リスク等を勘案し、取引の対価を役務提供開始前に受領し、契約負債として認識しております。当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債に含まれていたものは、588百万円であります。なお、契約負債の残高は、連結財政状態計算書において「その他の流動負債」として計上しております。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの提供するサービスは、提供したサービスの時間数ごとに固定金額を請求する契約が主であり、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格については、記載を省略しております。なお、顧客との契約からの対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいて、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。顧客との契約の履行のためのコストとして、コンタクトセンターにおけるオペレーター採用のための広告宣伝費及びオペレーターのトレーニング費用等が発生しておりますが、資産の認識要件を満たさないため、発生時に費用として認識しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり親会社所有者帰属持分	953円69銭
(2) 基本的1株当たり当期利益	108円81銭
(3) 希薄化後1株当たり当期利益	108円12銭

(注) 当社は、2019年2月期より「役員報酬B I P信託」を導入しております。基本的1株当たり当期利益の算定において、役員報酬B I P信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、基本的加重平均普通株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり親会社所有者帰属持分の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

9. その他の注記

子会社に対する支配の喪失（C T Cファーストコンタクト株式会社の株式譲渡）

当社は、B P Oの領域拡大による事業の成長に向けた戦略的取り組みの一環として、2024年12月16日付で連結子会社であるC T Cファーストコンタクト株式会社の株式の一部を、株式会社シグマクシス・ホールディングスに譲渡することについて決議いたしました。2025年1月29日付で株式譲渡契約を締結し、2025年1月31日付で株式を譲渡しております。

① 支配の喪失を伴う資産及び負債	
支配喪失時の資産の内訳	
流動資産	1,613百万円
非流動資産	1,319百万円
支配喪失時の負債の内訳	
流動負債	708百万円
非流動負債	259百万円
② 支配喪失に伴うキャッシュ・フロー	
現金による受取対価	300百万円
支配喪失時の流動資産のうち現金及び現金同等物	△1,080百万円
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	△780百万円

③ 支配喪失に伴う損益

子会社株式の一部売却に伴う利益3,760百万円のうち、旧子会社に対して保持している残存持分を支配喪失日現在の公正価値で測定することに起因する部分は、3,539百万円であります。

これらは、連結損益計算書の「その他の収益」に計上しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、長期借入金の借換（リファイナンス）を目的として、国内金融機関6社各社との金銭消費貸借契約に基づき、2025年3月31日付で借入を実施し、同日付で既存の金銭消費貸借契約に基づく借入金の弁済を行いました。

① 契約の相手先

株式会社三菱UFJ銀行、株式会社横浜銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社福岡銀行、株式会社りそな銀行、株式会社第四北越銀行

② 借入金総額

11,000百万円

③ 借入実行日

2025年3月31日

④ 返済期限

2030年3月29日

⑤ 金利

T I B O R（東京銀行間取引金利）プラススプレッド

⑥ 主な借入人の義務（一部相手先）

財務制限条項を遵守すること。なお、主な財務制限条項の内容は以下のとおりであります。

a) 連結会計年度末における連結純資産を2024年2月期末又は直前連結会計年度末のいずれか高い金額の75%以上とすること。

b) 連結会計年度において、2期連続で連結当期損失とならないようにすること。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～18年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間（20年）の定額法によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率による繰入額その他、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 役員株式給付引当金

取締役株式交付規程に基づき、取締役への当社株式の交付に備えるため、当事業年度における株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 経営指導料

経営指導料については、子会社へ経営管理サービスを提供しており、契約に基づいて一定期間にわたり履行義務が充足すると判断し、当該期間にわたって収益を認識しております。また、経営指導料は子会社の売上等を算定基礎として測定しております。

② 設備利用料

設備利用料については、子会社へ社内インフラ、ネットワーク及びパソコン等を賃貸しており、リース取引に関する会計基準に基づき収益を認識しております。

③ 受取配当金

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

端数処理

記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

(追加情報)

業績連動型株式報酬制度

当社は、2018年5月25日開催の第4回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役、国内非居住者及び他社からの出向者を除く）及び執行役員（国内非居住者及び他社からの出向者を除く）を対象として、業績連動型株式報酬制度の導入を決議し役員報酬B I P信託と称される仕組みを採用しております。

本制度の導入は、対象取締役及び対象執行役員の報酬と、当社グループの業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

① 役員報酬B I P信託制度の内容

役員報酬B I P信託制度とは、連結営業利益の目標値に対する達成度及び役位に応じて一定のポイントが付与され、対象取締役等の退任時にポイントの累積値に相当する当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付が行われる仕組みであります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末311百万円、186,360株であります。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であり翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、以下のとおりであります。

(1) 子会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式	34,768百万円
子会社株式評価損	16百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当事業年度の計算書類に計上した子会社株式については、市場価格のない株式等であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。

子会社株式の実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下した場合には、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。子会社株式は超過収益力や経営権等を反映し実質価額を評価しており、子会社株式の簿価に取得時の超過収益力が含まれている場合には、取得時の将来計画と当事業年度を含む過年度の実績値を比較すること等により、超過収益力が減少していないかどうかを判断しております。

子会社株式の評価については、経営者による仮定や判断による不確実性を伴うものであり、実質価額の算定において、前提となる見積りや仮定に変動が生じ、当該実質価額の算定額が変動した場合には、翌事業年度以降において影響を与える可能性があります。

当事業年度において、一部の子会社株式については、実質価額が取得価額に比べて50%程度以上低下したため、子会社株式評価損16百万円を計上しております。

(2) のれんの減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん

(株)ベルシステム24 (CRM事業)	47,520百万円
(株)ベルシステム24 (コンテンツ事業)	259百万円
合計	<u>47,779百万円</u>

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社ののれんは、過年度における企業再編により発生しており、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、各子会社を資産グループとして減損の兆候の有無を検討しております。

固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の有無については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスになっているかどうかだけでなく、経営環境が著しく悪化したか、又は、悪化する見込みである場合にも、減損の兆候があると判断しております。当事業年度において、(株)ベルシステム24 (CRM事業) については継続して営業利益を計上しており、また、事業計画を用いた検討の結果、経営環境の著しい悪化又は悪化する見込みがないことから、のれんが配分された同事業に減損の兆候はないと判断しております。

また、(株)ベルシステム24 (コンテンツ事業) については、直近の業績を踏まえ、将来の事業計画を見直した結果、経営環境が著しく悪化する見込みであることから減損の兆候が認められましたが、当該事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回っていたことから、減損損失の認識は不要と判断しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、兆候を識別し、その結果、減損処理が必要になる可能性があります。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

(有形固定資産の耐用年数の変更)

当事業年度において、一部賃借オフィスの解約を決定したことに伴い、建物及び構築物(有形固定資産)等の耐用年数の見積りを変更しております。

この見積りの変更により、当事業年度の営業利益及び税引前当期純利益はそれぞれ328百万円減少しております。

(資産除去債務の見積り額の変更)

当事業年度において、各オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たに入手可能となった原状回復費用の情報に基づき見積りの変更を行いました。

この見積りの変更により、建物(有形固定資産)及び資産除去債務(固定負債)がそれぞれ350百万円増加しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,541百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1,916百万円
長期金銭債権	400百万円
短期金銭債務	300百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	15,043百万円
営業費用	965百万円
営業取引以外の取引による取引高	104百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数

普通株式 186,701株

役員に対する株式報酬制度「役員報酬B I P信託」の信託財産として、日本マスター・トラスト信託銀行株式会社が保有している当社株式186,360株（議決権の数1,863個）を、自己株式として処理しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

繰延税金資産

資産除去債務否認額	987百万円
投資有価証券評価損	126百万円
未払事業税	58百万円
賞与引当金否認額	50百万円
減価償却超過額	46百万円
貸倒引当金否認額	17百万円
未払費用否認額	9百万円
繰延資産償却超過額	2百万円
その他	58百万円

繰延税金資産 小計	1,353百万円
評価性引当額	△155百万円
繰延税金資産 合計	1,198百万円

繰延税金負債

資産除去費用否認額	△464百万円
その他	△8百万円

繰延税金負債 合計	△472百万円
繰延税金資産の純額（△は負債）	726百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)ベルシステム24	所有 直接100%	経営指導 資金の貸付 資金の預り 設備の賃貸 役員の兼任等	消費寄託金の 受入 (注1)	—	関係会社 預り金	2,500
				利息の支払	29	—	—
				資金の貸付 (注1)	4,900	—	—
				資金の回収	4,900	—	—
				利息の受取	2	—	—
				配当金の受取	2,860	—	—
				経営指導 及び 設備賃貸 (注2)	11,871	売掛金	648
				経費等の立替 (注3)	—	未収入金	1,219
銀行借入 に対する 債務被保証 (注4)	13,600	—	—				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 消費寄託金の受入及び資金の貸付に伴う金利については、市場金利を参考に決定しております。
2. 経営指導料及び設備賃貸料は、市場価格、業務内容及び業績等を参考に契約により取引条件を決定しております。
3. 経費等の立替は、実際発生額を精算したものであります。
4. 当社は、銀行借入に対して(株)ベルシステム24より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。
5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んでおります。

(2) 兄弟会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社 の子会社	デジタルバリュー チェーンパートナ ーズ合同会社	なし	なし	株式の取得	500	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の筆頭株主である伊藤忠商事株式会社が発行済株式の100%を保有しているデジタルバリューチェーンパートナーズ合同会社より、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社の株式0.05%を取得するものであり、取引価額は、第三者機関により算定した評価額を基礎とし、両社協議のうえ決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 635円60銭

(2) 1株当たり当期純損失(△) △7円77銭

(注) 当社は、2019年2月期より「役員報酬B I P信託」を導入しております。1株当たり当期純利益の算定において、役員報酬B I P信託が所有する当社株式を自己株式として処理していることから、普通株式の期中平均株式数から当該株式数を控除しております。また、1株当たり純資産額の算定においても、期末発行済株式総数から当該株式数を控除しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

長期借入金の借換 (リファイナンス)

「連結注記表 10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。